

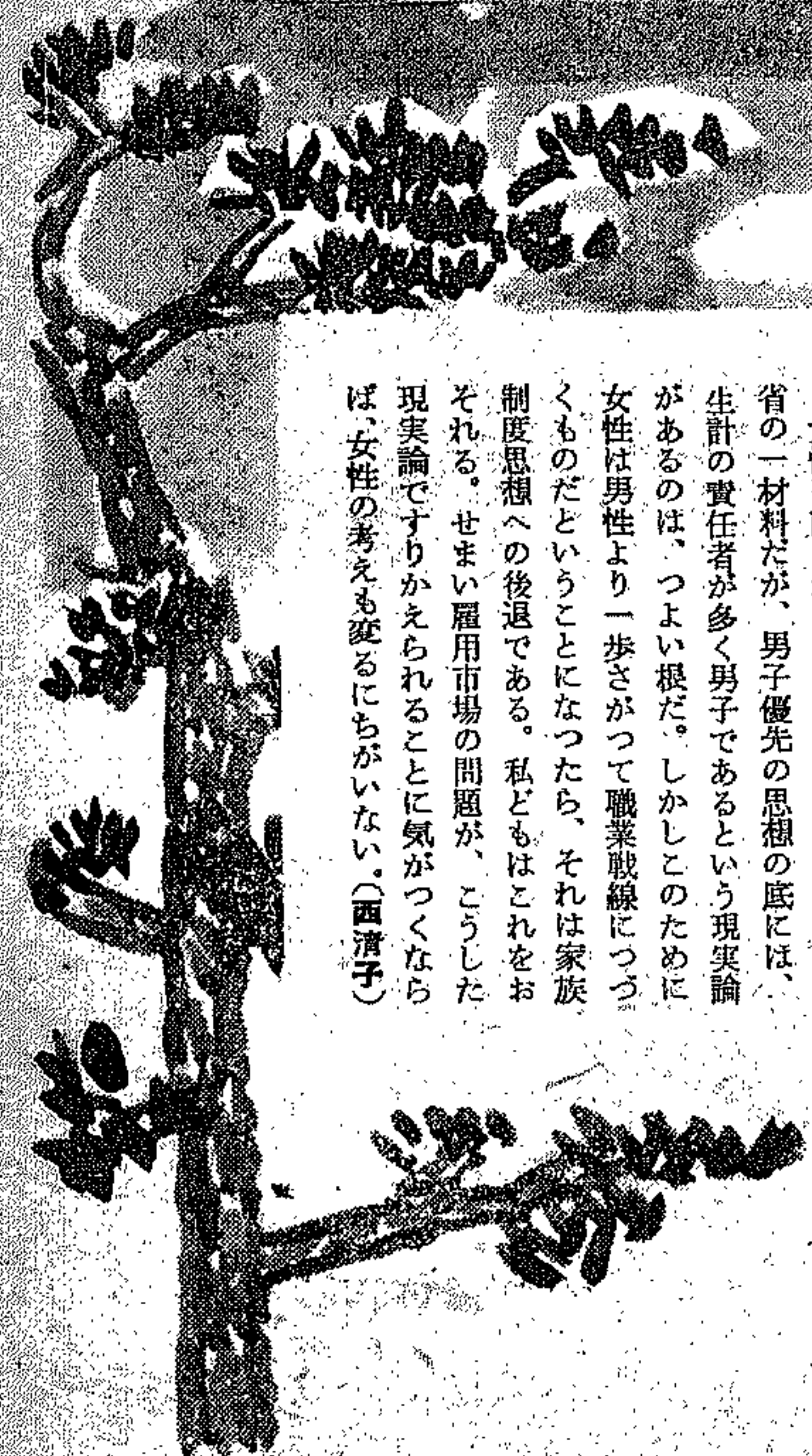
婦人少年者

昭和二十九年九月五日発行 第二巻 第九号



17 号 *K. Adachi*

婦人少年協会



男子優先の思想

がらう、一人の人間にある仕事をあたえ、一定の報酬を支払うということは、その人間の顔形や、男、女の区別に対してでなく、その人の持つ能力に対してあるべきものだ、ということは原理である。この能力を平等に証明するために、男女の共学というようなことがとめられていると思うのだが、実際の世の中では、特に就職の機会のばあい、迷信的なまでに男子優先の考えが、いままなお支配している。

女性に能力があるかないかという問題は反省の一材料だが、男子優先の思想の底には、生計の責任者が多く男子であるという現実論があるのは、つよい根だ。しかしこのために女性に男性より一歩さがつて職業戦線につづくものだという事になったら、それは家族制度思想への後退である。私どもはこれをおそれる。せまい雇用市場の問題が、こうした現実論ですりかえられることに気がつくならば女性の考えも変るにちがいない。(西清子)



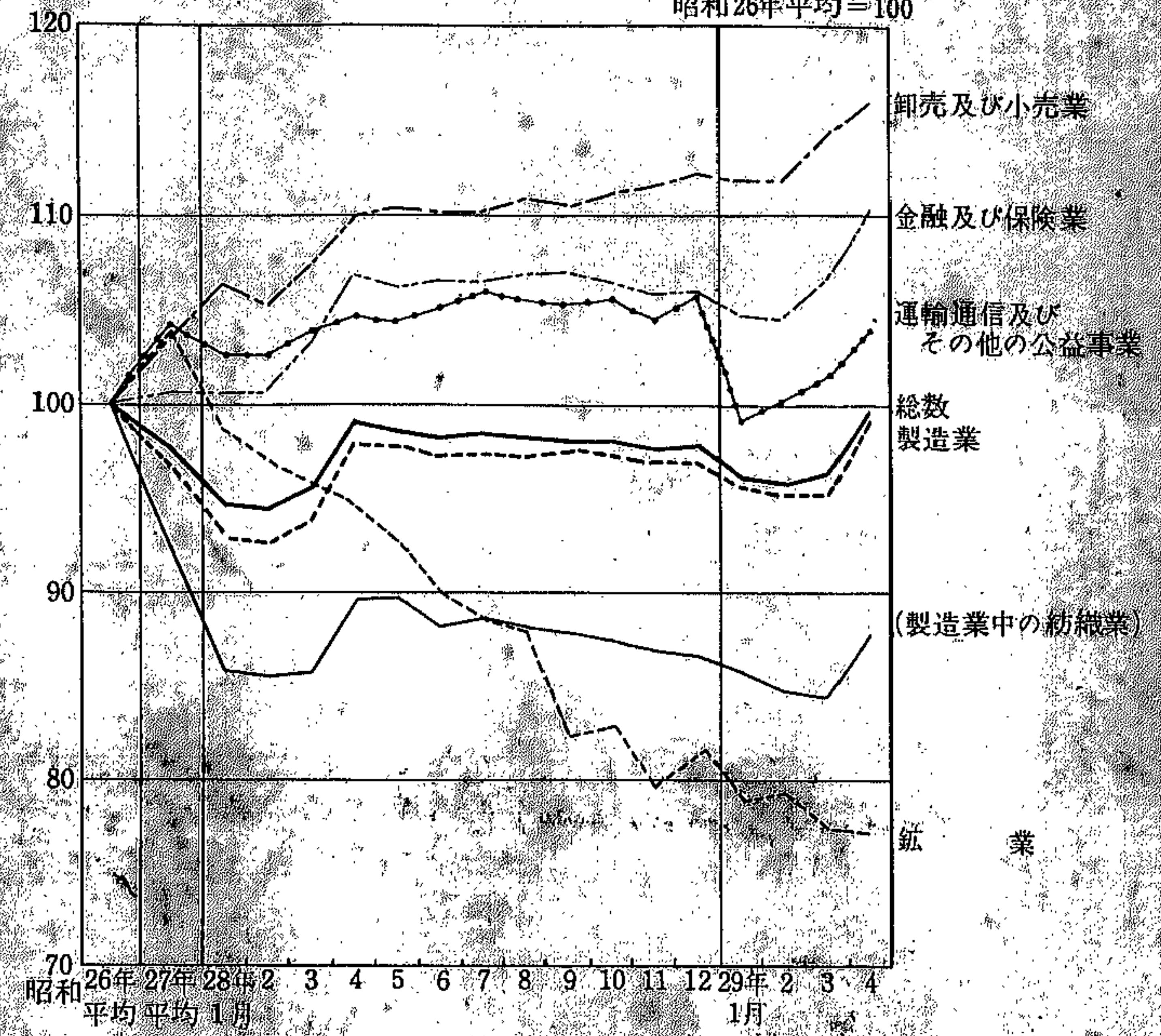
婦人・少年者 十七号 目次

巻頭言 男子優先の思想	西清子	1
婦人・雇用	氏原正治郎	2
デフレと働く女性	市川房枝	6
(座談会)		
婦人の雇用はどうしたら高められるか		7
婦人の停年・結婚による退職等について—アンケート—		11
自由な空気に—私の職業	山本敏子	14
職業をいとなむ家庭の主婦の生活調査	三浦英治	15
ニッポンのひとりごと	野口まさ	17
資料室		
女子の雇用の傾向		18
東京都内の内職の実情		20
婦人団体の現況		22
問屋街に働く年少者(上)		24
ノールウェイの婦人(国際資料)		26
西ドイツの「母性保護法」について(国際資料)		28
全国婦人議員に関する調査		30
八月の婦人会の動き		31
「全銀連」の組合学校(労働婦人のページ)		32
女子の就業数と完全失業者数		33
若者多い農村の主婦	吉村千代	35
第四回「婦人の職業意識をたかめる運動」について		39
第八回「働く年少者の保護運動」について		40
婦人雇用の動き(グラフ)		42
表紙	富山妙子 原	
表紙	甲斐仁代	
表紙	倉石隆・塚谷政義	

婦人雇用のうごき

(規模30人以上事業所・常用労働者)

昭和26年平均=100



労働省労働統計調査部 毎月労働統計調査

昭和26年1ヵ年平均の雇用者数(規模30人以上事業所の常用労働者)を100として、それ以後の雇用量の増減を見ますと、調査産業総数では男子が27年、28年平均ともに100を僅かながら上廻っているのにひきかえて、女子は両年とも100を下廻りました。

産業別にみれば、国民の購買力の増加等によつて、商業関係や国内消費物質製造業の雇用が男女共に伸びた反面、特需の減退、輸出の不振等のために、それに関係の深い部門の雇用はお、むねふるいませんでした。特に婦人の多い繊維業がふるわなかったことは婦人全般の雇用指数にも相当にひびいたと思われます。

(註) 総数には不動産業及びサービス業の一部を含む。



婦人との雇用

氏原正治郎

婦人年少者

私にあたえられた課題は、「婦人との雇用」ということです。この課題は、実に多方面の問題を含んでおります上に、これらの問題の根ざすところは、日本の社会の非常に深いところにあるように思います。これらの問題のすべてを、その深さにおいて論ずることは、私の能力をはるかにこえたことですし、少ない紙数では到底不可能なことです。ここでは婦人の雇用問題についての古くして新しい問題である「雇用と家庭」ということについて私の考えているところを述べ、皆さんの御批評を得たいと思います。

戦後、労働条件についても雇用機会についても、男女平等だという思想が非常に広まった。そして、事実、戦前のような不平等が、いくぶんかは、解消されたように思います。しかし、雇用についての男女差別待遇が、百パーセント解消したわけではなく、いろいろの形をかえて温

存されてきた。たとえば、男女同一賃金ということでも、初任給の差別は多くなくなつたが、昇進・昇給については、あいかわらず、女子の方が不利になつています。また、大多数の女子被用者の職場は、男子被用者の職場とちがつています。ここでは男女同一賃金といつても、直接に比較し、その差を是正することは、単に賃金問題だけとしてはむづかしい。そこで男女の平均賃金を比較してみますと、あいかわらず、一〇〇に対する四〇乃至四五という大きな差があるわけです。

このように、戦後の男女平等化の思想の普及とその努力にもかかわらず、その実現は未だしの程が深いわけですが、それはかりではなく、この数年間、雇用についての男女の差別待遇が半ば公然と行われるようになった事例が多いし、また、そういう苦情をきくのです。たとえば、八月二十五日の朝日新聞の夕刊は、「人員整理の矢面に、男女同一の原則も空しく」という

表題のもとに、東京都労働者主催の労働組合婦人幹部懇談会の記事を掲げています。この記事は、男子五五歳にたいして女子三五歳の停年制案であるとか、「会社が男女別等に開いてくれた週三回の課目講習会も、そのうち女子はお花や洋裁がよからうと女子だけ中止され、男だけが技術的にのびてゆきます」とか、また「能力の点数査定が、男は一点から五点までの女は一点から八点までしかなく、これが本給繰入れになつて男女に大きな差がつく」というような事例を伝えています。これは、最近の婦人労働問題の深刻な側面を現わしています。ところで、何故、このような差別待遇がおきるかを、たずねてみますと、一口にいえば、女子の勤めは家庭生活への準備段階という考え方を、使う方も使われる方も、強くもつていられることに帰着するようです。このような考え方は、今にはしまつたことではありませんが、日本だけのことでない。しかし、これが単に考え方のだけ

婦人年少者

ことであれば、問題はそれほど深刻ではないかもしれません。要は、婦人の自覚と使用者の啓蒙だということになるからです。私は、もう少し深いところに、実はあたりまえのこと、しかもあまり重要視されない問題がひそんでいるのではないかと思います。第一に、重要だと思ふことは、戦前でもそうでありましたが、とくに戦後は、婦人が勤めに出るということが、勤労そのものに価値や欲びをみだしてそうするというよりは、大多数の場合、経済上の必要から止むを得ず、収入の機会を求めてそうしたという面が強いことです。未婚の夫人たちは、父親の収入だけでは家族の生活がなりたない、あるいは少なくとも、結婚のための準備もできないという事情がある。未婚の場合には、いまでもなく、勤労による収入が唯一つの生活の支えです。既婚の家庭婦人にしても、主人だけの収入で、楽に生活が営めるといふわけではなく、多少とも余裕のある生活への向上を望むとすれば、収入の機会がほしいわけです。ですから、婦人が収入の機会を求める必要は、なにも未婚のうちだけではなく、年齢にも結婚の有無にもかかわりない、こういう傾向がますます一般的になつてきていると思います。ですから、総理府統計局の労働力調査によつてみましても、婦人の就業者は、年々増大してきてはいても、減つていくことはありません。このことは、婦人が家庭に帰ろうにも帰れないという実状を示しています。結婚して職場を去るといふことは、なにも婦人が勤労から家庭にかえつた

ということにはならないのです。家庭に帰つた人たちも、いろいろな家内労働（内職）にしたがつて、収入を得ているのです。また家庭が農家や商家のような小営業者である場合には、家族従事者として労働にしたがつています。この事情は、最近の婦人労働問題の基本前提です。だから、雇用について男女の差別があり、婦人の雇用機会が狭められてきたということは、それだけ婦人の雇用が少なくなつたということではなく、実は男に比べて比較的に雇用機会が少なくなつて、わりのわるい機会が多くなつてきたということ、また、婦人が結婚して、職場から家庭にかえるということ、実は婦人の労働の格下げだということになります。しかも重要なことは、大企業に勤めている婦人たちは、労働組合もあれば、男子と比較する機会もある。したがつて、不平不満の声もあがりやすいのですが、家内労働者や零細工場の婦人労働者は、自分たちの地位を意識する機会にも恵まれないう上に、たとえそれを自覚しても、主張する手段を欠いているのです。

私は現代の婦人の雇用問題が、多くは未婚の人たちが勤めている個々の大企業における男女の差別待遇ということだけではなしに、それが直接に家庭婦人の問題につながっているといいたいのです。

二

以上のように婦人が今日では、家庭にかえるにえられぬような事情にあるのに、なお、家庭に帰つたらよいという考え方が一般的であるのには、いろいろな理由がありましようが、一つには、婦人が家庭から完全にぬけることができないという事情があるからではないかと思ひます。それは、今日の社会では、消費が小さな個立した家庭経済の中で行われ、その中で、家事労働を主として担当しているのが、主婦だということです。結婚してもなお、勤めを続けたいと思ふ人も、雇用労働と家事労働の二重の負担のために勤めが続けられない。これは、既にいふるさう、論じつくされたことです。そして、その解決についても、いくつかの公式があります。

ある人は、家庭生活は、家族の共同生活なのだから、なにも家事労働を主婦だけが負担することはない。夫も子供も、ひとしく負担すべきである。こういう考え方を、家事労働を分担してゆけば、主婦の負担ははるかに少なくなり、家事労働の問題の一部分は、解決するといつています。私も、そのとおりだと思ひます。だが、ここでものこされたいくつかの問題があると思ふのです。一つは、これでは、家事労働が多くの人に分割し負担されたということ、家事労働そのものの問題が解決されたということにはならないだろうと思ふのです。女性の勤めにとつて負担であることは、男性の勤めにとつてもまた、負担であるにちがひありません。男性の場合でも、女性の場合でも、勤務の種類によつては、たとえ協力の意志があつても、実際上、行われがたい場合が数多くあるでしょう。また、

恵まれた少数の人たちは、老人たちに家事を負担してもらうことによつて、この問題を解決しています。この場合にも、同じことがいえます。

家事労働の問題は、家族の協力がまず必要によりも必要だが、それだけではかたづけられない。だが、この課題についても、既に解答は用意されています。その一つは、家事労働を機械化して、能率的にし、実際の負担を少なくすることです。また、生活水準の低い日本の現状では、しばしば理想におわることも多いのですが、また、現在の錯雑した非合理的な家事のやり方を合理化して、余裕を生み出してゆくこと、生活の協同化、託児所、保育所、幼稚園などの社会施設の拡充などがあげられます。これらも、たしかに必要なことですが、誰しもそれに異論をさしはさむものはありますまい。しかし、生活合理化の主張や運動は、古くからあり、大きな実績をあげてきたと思うのですが、それでもそれが充分な効果を上げてきたとはいえない。また、もろもろの社会施設は、とくに戦後、その必要が叫ばれ、拡充されてきたが、それが婦人の雇用問題を解決するほどにはいっていない。それは、何故であろうか。理論上の問題は、すべて解決して、残されたことは、その技術や費用などの問題だけであろうか。

三

私は、かならずしも、そうは思わない。そう

問題にこたえるための、古い家事労働や家政学とはちがった生活の社会化や組織化をも含めた新しい家庭経済の理論は、その必要が大きいにもかかわらず、充分にたてられていないというわけにはいかないと思うのです。お裁縫や生花も大切なことかもしれません。しかし、一つの家庭を組織すること、それだけではなく、他の家庭の家事労働の一部をも組織できるように、責任能力とケース・ワークやグループ・ワークの技術の方が、はるかに大切だと思ふのです。

四

このように、考えてみますと、家事労働が今日の婦人の雇用をさまたげている二つの原因である。それは、労働婦人にとっては、負担であり、あらざるものでもある。たしかにそうなのですが、そうだからといって、家事労働を軽視したり、甘くみたのでは、根本の解決はできないように思ふのです。不正確なそして誤解を招き易い言葉ですが、家事労働の価値を認める、あるいは家庭経済を新しく考えなおしてみようというところから、出発すべきではないでしょうか。

よく婦人労働者には、職業意識がうすいと、婦人労働者の中からさえもいわれます。一般的に責任意識のうすいところでは、とくに職業意識だけを期待しても無理だと思ふのです。この面を考へて見ても、丁度、婦人労働問題が単に大企業の雇用労働者だけの問題ではなく、ふかく家庭婦人の家内労働問題につながっているように、労働婦人と家庭婦人に共通の問題なのです。

思わない理由の一つは、家庭の経済が、単に一定の時間とエネルギーを必要とするという意味での家事「労働」からなっているだけではないと考えるからです。このことは、経済学の常識になつてゐるのですが、今日の経済の単位は、生産や流通の仕事を担当する企業と消費経済を行く家計、および政府の経済である財政だといわれています。この常識からいいますと、丁度企業を組織し運営する責任をもつた経営者が必要のように、家庭の経済においても、小さいながら、それを組織し運営する責任をもつた人が必要だということになります。家庭経済は、家事労働プラス組織者としての責任からなつてゐると思ふのです。ところで、日本の主婦たちは、たしかに、主たる家事労働の担当者であつたわけですが、はたして、このような家庭経済の組織者としての責任をもち、それを果たしてきたか、この意味で独立の主体者であつたか、私ははたして、疑問に思ふのです。もちろん、このことは、くわしい現状の分析を必要とすることです。

しかも、いまかりに、そうでなかつたといふしますと、先にあげたようないろいろな提案には非常な限度があるということになりましよう。生活の合理化といつても、家庭経済の責任が主婦にない、または、完全にはないとしたら、その範囲は、非常に限られます。まして、生活の共同化などということとは、独立の主体者が前提になつてはじめて可能なことだと思ふのです。また、家庭経済の全部または一部をまかす

ことのできるような人をさがしても、なかなか見つかることができない。なるほど、家事労働だけを提供してくれる人をさがすことは、比較的容易ですが、責任までもつてもらえる人をみいだすことはむづかしい。このことは、また、日本の社会施設にも影響をもつてゐるのです。生活問題のフィールドは、もともと地域社会です。そこから、そこでとかれるのが原則です。それなのに、託児所など、いろいろな社会施設の要求が企業にたいしてだされておき、また、企業の福利施設として行われているのです。もちろん、多数の女子労働者のいる企業や従業員の住居が企業に近い場合には、それでもよいのですが、そうでない場合には、なかなかむづかしい。さらに、地域の社会施設は、社会事業家といふ特殊な人たちのやることか、公共施設でやることだということになつてゐる。それでは、たくさんにあらわれてくる問題をとくことはできない。元来、地域社会の社会問題は、その地域の住居の資力と人力を動員し、組織することによつてとかれるのです。ここで、人力とは、特別の人ではなく、普通の人のなかから出てくるボランティアです。なかなか、婦人のそれです。それなのに、このようなボランティアは実に少ない。

戦後、家事労働の価値を認めよ、といふことがいわれてきましたが、定義通りの家事「労働」ということよりも、むしろ、家庭経済における婦人の地位により大きな重点があるように思ふのです。このような意味で、戦後の新しい

婦人労働問題は、今日、一つのめざすべき目標にきてゐるといふ感を感じます。論すべきことは論じつくされた、やるべきことはすべてやられた、しかし、事態はわるくなる一方である、きくことは、大抵、暗いことが多い、そして、結局は、「自覚」の問題におちつゝののです。私は、こういう時にこそ、たとへ少数でも自覚した「パイオニヤ」が必要だと思ふます。しかし

声

苦勞の多い農村主婦

吉村千代

「婦人と年少者」一五号の農村の婦人問題特集は、多分農村の主婦始め多くの人々を啓発したことと存じます。私は過去数年、農村で生活した者ですが、今年も農繁期が訪れ、それにつけて思ひ出すのは、日本の農村の主婦の苦勞です。農村の主婦はほとんどが田畑の仕事に追われる状態であり、家事の整理、着物の洗濯、子供の養育などに十分手をくばる余裕がありません。もつとも相当裕福な生活をしてゐる主婦もありませんが、それは極く少数の人々で、大部分の主婦は朝早くから夜暗くなるまで働き通しです。

一日中の日課を見ますと、朝は家族の離れも一番に起き、朝餉の準備、勝手場の掃除、老人や子供のあそび(大部分の家庭は老人や子供がいます)家庭ではその世話に追われます。そして、この時間を男子達は煙草を吸つたり、お茶をのんだりしてすごします。割合理解のある主人ならばお茶位は自分で用意しますが、そういう理解のある人は少ないようです。こんな状態でありながら、田畑に出る時だけは男女同様にしようとする。昼食に帰る時は男子たちと同じですが、男子たちはやはり煙草吸いに

余念があまりせん。しかし主婦は昼飯の用意で大忙しです。昼飯がすむと今度は食器洗いや子供たちの着物の洗濯、風呂の水汲みや、夕餉の準備などで、昼休みどころではありません。夕方田畑からは男女同様に帰りますが、男子たちは朝昼の時のように相変らず煙草吸いやお茶のみに余念がありません。しかし主婦は夕餉の仕事や、掃除、子供たちの世話などでずいぶん疲れます。がそれでも夕餉がすむと仕事着の修繕、明朝の準備などで新聞やラジオに親しむ余裕すらありません。これでも別に不平も不満も云わず耐えて當々と我が家庭のため、子供たちのために、食糧増産に努力して行かなければなりません。

新聞雑誌ラジオ等で農村の文化向上や生活改善が叫ばれていますが、農村の主婦に新聞が読め、ラジオが聞ける、又或る程度の趣味が活かされる慰安と娯楽の時間をあたえない限り農村の民主化も、婦人の地位の向上も、空念仏に終るのではないのでしょうか。このような時こそ農村の婦人問題特集号の記事が広範囲に読まれて、世の男性の理解と婦人自身の自覚と反省が大いにさされるよう希望してやみませぬ。(東京 主婦)

婦人の雇用の機会をのぼすには



座談会

昭和29年8月
18日労働省
において
写真左から丸沢、江
上、伊藤、松田、田
正、雄シ代子
(右後向き)・伊藤の
諸氏

出席者

雄シ代子
田正俊
松田上
丸沢美
伊藤千
労働省婦人労働課
国鉄労働婦人部長
NHK婦人課長
日経連専務理事
(司会)

婦人雇用の問題点

伊藤 最近、婦人の雇用の機会がせめられるような傾向がみえております。婦人が男女均等の立場で働けるように、婦人少年局では九月からこれに関連した婦人の職業意識を高める運動を行うことになっておりますが、それぞれのお立場で、こういう問題に経験を持たれる皆さまにお話しあい願って、これからの運動の参考にいたしたいと思っております。今日は皆さまが実際に経験された、なまのお話を、御放談願えれば幸です。まず、

婦人を雇用するお立場から、戦後の働く婦人について、事業の経営に長けた方々から話を伺いたいと思っております。松田さんのお話を伺いたいと思っております。松田 この数年間、直接婦人を使う機会がありませんでした。話が実状に即すかどうか分かりませんが、婦人は戦争中、徴用という形で各方面の仕事に従事されました。それによって得た経験と自信によって終戦後も引き続き働いていくわけで、女性の職業への進出は、新憲法による男女同権という外からの法的裏付けと、われわれだつてさせれば、相当地に仕事ができるんだという内からの自信とによって、いつそうきわだつてきています。また逼迫した困難な経済状態から、婦人が職業に従事するということが切実な問題になってきていますので、働く態度も地についたものになってきています。それで女性の職場での地位も戦前と比べて飛躍的にあがりましたが、それでもまだ職業婦人の立場がよいとは申されません。これは働く婦人の側から、雇う側からも云えることで、どちらももつと昂揚されなければならないと思っております。これは男性対女性という考え方と、単なる女性、家庭婦人という立場とちがった婦人の立場——婦人の基本的な権利という立場から考えなければならぬと思っております。伊藤 江上さんは人を使う立場と同時に働く婦人としても先聲をいっしや



デフレと働く女性

市川房枝

挙げたもの——高田なほ子氏が参議院の文部委員会に提出したものしかない。

労働省が委員会に提出した資料は

(一) 失業保険金初回受給者男女別表

(二十九三年・四・五月分)

(二) 離職者の男女別離職事由別割合

(二十八年七月—十二月)

だけであつた。

(一) については

初回受給者実数 前年同期対比%

男 一五二、九八三人 一三〇

女 九二、六九九人 一四九

で、婦人の率が男子より多くなつてはいるが、この数字が直ちに女子の失業者が増加したことはならないようである。

(二) についても

事業都合解雇 任意退職

男 一八・六%

女 八・四%

六二・四%

七九・八%

で、婦人には解雇少く、任意退職が断然多くなつており、この数字そのものから、女子の首切りの事実を見出す事はできない。

八月五日の労働委員会、私が行った婦人の首切り、及び内職についての質問に対し、小坂労働大臣は

「婦人に適した職業の補導もしたい。ハウスキーピングの要求は多いようだから、一

の職業として研究して行きたい、これは一端だが婦人少年局で充分研究してくれている。差しあたり職業補導及び内職の内容について早急に結論を出すようにしたい。」

この事で、首切りの方は逃げられてしまつた。六日の委員会では谷野婦人労働課長から資料の説明を聞いたが、婦人の首切りは基準法違反ではないし、私の手許に充分な資料がないので、追究することをやめ、別の機会を待つことにした。

内職については、この日、委員会の調査事項として取上げることに決定をみた。雇用の際に、女子をやめて男子を雇うことも、停年制や結婚その他で婦人を首切ることも、雇う者の自由である。

労働基準法の第四条で規定しているのは賃金だけで「使用者は労働者が女子である事を理由として、賃金について男子と差別的取扱をしてはならない」というのである。

従つて婦人の働く権利、職場を守るのは現在では労働組合の団結の力以外にはないのであるが、その労働組合でも、男子の生活権を守るために、婦人の首切りには無関心——いや賛成するといった事がしばしばあるのを否定することはできない。

この問題は勿論経済問題——完全雇用の問題が根本に横たわつてゐる。然し私はデフレだからと現状を黙認する事はできない。

(九月一日)

あの人は、親戚からやめた方がいい。つていう風に考えるようになりまし。こういうことは今の働く人がよく考えないと、次にくる人のじゃまになります。今では均等の教育を受けて男女とも同じ能力を身につけて同一賃金で入ってくる。みです。家庭生活も大事です。戦後の日本の経済力の中で、女がよい職場を持つためには、今働いている女の人たちがもつと考えなければいけないと思います。

松田 私は日本の男性に封建的な考え方があつたことは肯定いたしますが、しかしあつた意味のフェミニスチックなものを保持しています。女性があつたに女らしい持味を出して能率をあげれば尊重します。私が前に課長をしていたころ、二人の優秀な女性がありましたが、その人たちは自分の前の一番よい席に座らせておきました。調査や統計をしてもらつていたのですが、一人が二六歳くらいで結婚しました。そのとたんに能率が下つてしまいました。この人はなかなかしつかりして、男の人でもシビシやつたりしたもので、男性の反感を買つたこともありましたが、結婚によつて、もう一人の女の人の能率まで下げるような結果になりましたので、取替をざるを得なくなりました。婦人が職場で発言権を得るためには、家庭にじやまされたいで働けるということが第一条件だと思ひます。女の人には家庭婦人として育児の

仕事や、消費者としての役割もあるのです。それから、そういう面に最善の努力を払い、男性もそれを尊重したらいと思ひます。この二つの面はなかなか両立しないので、二つに分れるべきだと思ひますが。

職場での男性の女性に対する態度

丸沢 家庭生活の話がでましたが、男の人は日本の従来の家族制度をそのままに持ちこんでいるんです。女の従業員を、まるで家のワイフくらいに考えているんです。家で自分のむね草を奥さんに持つてこさせるように職場でも女の人に云いつけます。女を重宝がつて私用や雑用に使つて、ほんとうの仕事を与えないので、女の方も勤労意欲をそがれます。それで私は松田さんのおつしやつた女らしいという言葉に心を配るんです。

松田 私が申しましたのは、女性には女性としての生理的な、それが精神的にまで及ぼすような特性がある。それを女らしさ……やさしさというふうな言葉で表現したのですが、女の人はそういう女のよさを周囲にぶちまけて、特殊な雰囲気をつくり出す。この方が却つてよくはないか、ということ。現実の職場の姿を見ますと、男でも決して適材適所にいるとは限りませんが、特に女の人は日本経済の弱さから補助的な立場におくのを当然と考えられがたです。しかし、女

の人でも立派な能率をあげる人を取り立てないような男の上役は少いのではないかと思ひます。

男女組合員の協力と必要

江上 私の職場は丸沢さんのところとよく事情がちがうんです。これは課長になつてみてわかつたことですが、男の世界では一年でも先に入つた者が、後から入つてきた者を引きあげていく。これが女の世界ではないんです。それからまた、労働組合員でありながら、男の人が女性を引き上げようと思ひ、却つて、あれつと思ひ、思ひがけない課長などが女を尊重してくれるんです。おかず買ひをさせたり、お茶汲みをさせたりするのは、むしろ同じ組合員の男です。私はそれを、この目で現実に見ています。私の方で二年間女の新規採用をしなかつたんです。それで私はおつて、女に對しても均等に試験を受けさせてもらいた

にしなければいけません。そうすれば経営者も男性も考えが変つてくるでしょう。

使用者、組合、働く婦人への要望

伊藤 いろいろお話を伺つていただきましたが、ともかく女の人が自覚も高まり、現実に向つていっていること、仕事であり、それで雇用問題も起きているわけですが、最後にそれぞれの立場から、この問題にむかひのひと言をいただきたいと思います。

丸沢 私の方としては国と使用者に対して、昇給、昇格等あらゆる面で男女に機会均等を与えることを強く要望します。それから婦人は家庭に入るべきものという考えを基本にする考え方を破ることを。婦人の人権が確立されるためには経済的独立がどうしても必要なので、婦人が働くことを認めていただきたいと思います。

江上 私は、女性が外に出て働くことは特別なことでなく、当り前のことで、このことは男性とちがつてはいけません。但しそれは額面通りに解釈するのではなく、異質であることを考えに入れて、同一労働に對して同一賃金ということにしてもらいたい。それから職業を持つ婦人は自覚をもつて、集団の力で婦人の地位をあげていくことだと思ひます。それから国民の半数を占める女性のために、労働組合でも、経営者陣でも話しあつて真

婦人の雇用について

【質問】
①停年に男女の差を設けることについて
②結婚による婦人の退職について
③その他の働く婦人の問題について

○東京府民会議員 藤田三三三

中野ツヤ

○衆議院議員

中山マサ

①正しいとは思いません。従つて不賛成であり、積極的に反対です。

②反対（本人が希望しないとき）
○學生 早川裕子

②本人の意志次第で、やめたい人は無理に止めませんが、退職する日までペストを尽して働くことは必要です。雇用者から退職をせまられることは人権侵害だと思ひます。

①女性の方が早く老衰して物の役に立たなくなるといふことはないだろう。単に性別によつて停年の差がつけられるとすると、いまだに女性を劣等視する考えがひそんでいふと云える。停年制を設けるなら男女平等の立場から扱うことが当然である。

③賃金体系が最低賃金制の上に立つ能率給になり、高齢者でも技能に応じて働けるようにならねば、子を持つ母、その他女の就職問題は解決しないでしょう。婦人問題の取上げ方が少し未梢的な感じがします。

②雇用者からやめさせられる場合は問題なく不合理である。もしそういう事実が多いとしたら、法的に働く婦人の権利を守る必要がある。いづれにしても婦人の自立性を確保するという意識を高めること、家事労働の民主化、合理化が急務です。

①特に差を設ける必要はない。但し結婚しても退職する必要はない。但し労働能率は低下する（欠勤日数増加のため）

①差別待遇絶対反対。女子労働の意義が時代とともに変遷しつつある事実を社会が認め、これを正當に評価するとともに、このような観点から順次に一切の差別をなくしてゆく必要がある。

○評論家

山川菊栄

①反対
②強制的に反対。結婚後もなるべく続けられるように社会的条件をよとのえる運

剣に考えていただきたい。婦人の雇用の機会がのびるかどうかは結局、女の人が職場にあつて生産に力になるかどうかというところがきめ手になると思ひます。女の人はその点をはずり認識すること、それから男性が女をおかしく買ひに走らせたり、お茶汲みをさせたりすることとは絶対にやめていただきたいと思ひます。

丸沢 今はほんとに働きたい人が働けないようになつていますので、縁故募集など上役のひも付きによらず、もつと広く募集して、まず就職の機会を均等にしたい。それから就職のとき、婦人に対する作業内容はつきりしておいていただきたい。そうすればお茶汲みのつもりでなかつたのに、お茶汲みをさせられるというふうなことはなくなるでしょう。

江上 何でも入りさえすればよいというのが今の雇われ方です。タイプができからとか、何か特殊技能があるからというのではないので、お茶汲みになつてしまひます。けれども、お茶汲みで終る人、そのままにはしておけない人、とあり。そういう人を引き上げるのが昇格の機会均等です。ですからより高い教養を身につけるように努力すべきで、私の方ではむしろ経営者の方が熱心に養成することを考えているくらいですが、もつと労働者自身が教養の場を持つべきで、レコードコンサーなどより、職業の能

力を身につける方がよっぽどよいと思ひます。私の課にはそろそろのびる人、一人きりいないので、その手はボーナスでもほかの人よりたつぷり貰うことになつて。少し仕事ができると、女の方がめだつから、そういうチャンスをつかむこと、和文タイプができたなら英文も、それからステノも、というふうに勉強すること。そのようにして能力を高めることです。

松田 経営は利害探算の上に立つています。それだけで人間関係が左右されるというわけではありませんが、その二つのバランスの上に立つて、近代的经营者の考えることです。よい意味の計算打算の上にたつてみれば、男女の区別はありません。経営上のバランスの線の上に頭を出す人を尊重します。頭を出すために、女性がいかにあるかということ。そしてそのために努力と自信を持つていただきたいと思ひます。男性からも、女性の力がほんとうに盛り上がったと思へるようになつて、私は職業を持つ婦人にこのことを申しあげたいと思ひます。

伊藤 今日皆さまで、つづこんだお話を伺つて、ほんとうにありがとうございます。

①家事労働が女子の分組のような現在では、個々の事情によってはやむを得ないが、女は結婚すれば家庭におさまるものと信じているのは困る。又女を家庭に封じこめるような生活のあり方について十分検討する必要がある。結婚しても経済的・人格的独立の基礎である職業は放棄せねことが望ましい。同時にそれが可能な社会的諸条件をつくりあげてゆくことも必要である。

②有能な職業人になるよう実力の涵養に努めることが先決。

③停年制そのものについての考え方もここでは問題になりましょう。しかしそのことは別にして、生理的に両性の間に相異のあることからすれば差があつてもよいとの論も成立しましょう。しかし如何なる職業で如何なる差が合理的かということを示す資料はないのではないかと思います。

④結婚したら退職を余儀なくされるというの是不合理でしょう。しかしこの問題はそれだけの論議では解決せず、結局は職を望む人に如何にして充分職を享受得るかということ等とも関連して考えることだと思います。しかも保育園が足りず、家事負担が重いなど、結婚にも婦人の就業を困難にする条件のあることも注意したいと思ひます。

○野田 謙 坂西 志保

①差をつけるべきではない。外国に比べて日本の停年は早すぎるのに差をつけられたら、これからという時に腰を折られ、本格的に経験を活かして仕事をやる機会が全然なくなってしまう。

②強制的なべきでない。能率が下るといふ考え方は古く、むしろ落着いて仕事ができるようになる。

③男子と同様、女性にも働く権利があるといふことを考えて頂きたい。

④全日通勤婦人部長 大野 洋子

①差をつけることに反対する。性別による差別は女子を社会的に同等視してないことであり、人間が自由に自主的に生きることを性別で阻止することは女の生活権を無視していることになる。対策としては、封建性・家族制度・人口問題・失業対策・完全雇用・社会保障等が併行してすすめられる必要がある。

②反対。本人のやむを得ざる退職は認めるが、最近の職業婦人の傾向として家庭を職場、育児等の二重労働の解決に悩んでやめることが多い事実を解決することが先決となる。同時に婦人自身を高める運動も必要。

③企業合理化の首切りが婦人にしよせされていくこと、高級知識婦人並びに独身年長婦人の社会的進出が阻止されていること、女性への従属的な見方等について組織的な啓蒙策が必要と思ひます。封建制の打破と民主化促進並びに

つても職場での婦人は苦しいことが多いです。然しへこたれないで、たとえ一人となるとも後から来る人たちのためにたえしのび、地位を守り続け、実力を認めさせるべきです。

④三井生命社婦人部長 渡谷 たけ

①女子の停年を低くすることは、結局男子の職場をもおびやかすことになりまふ。働くこと、生きること、男女の差が少しでもあつてはなりません。女は男より何事にも下位でよいのだという封建的な空気を一掃すべきです。

②その人の条件によつて必ずしも其嫁ぎしなればならないとは云えませんが、現在では其嫁ぎでなければやつてゆけない状態だと思います。又婦人のいろいろ悩みを解決してゆくには婦人が職場をもち、技術をもつて婦人の権利を守ることが大切で。

③婦人自身の中にある封建性によつていふん分野をせびめていく場合がありまふ。自分の苦しみは自分の中だけで解決しようとしないうで、外に向つて解決の道を求めるべきです。

④全日本婦人団体協議会事務局員 山崎しづり

①差を設ける必要は一般的にはないと思ひますが、業種によつては例外の場合もある。

②理論的には退職の必要はないが、家庭生活と職場勤務の関係、転勤による別居生活など、考慮すべき事例がある。

③基本的には婦人が男子に劣らぬ能力を身につけることではない。

④男女平等の原則からいつて停年制は勿論男女差をつけることには反対です。とくに女子の停年を二十五歳、三十歳、三十五歳などという規定をつくる傾向は困つたものです。

⑤正面から労働協約によつて退職をきめたいものや、いやがらせや不文律で退職をよぎなくさせられるものなどが多いようですが、婦人の職場の開拓をはばむ大きな問題です。勿論反対します。

⑥大学卒業など教育程度の高い女子ほど雇用機会が失われつつある現状、つまりデフレの影響でしょうが、大きな問題でしょう。

⑦日教組婦人部長 橋本 千代世

①反対です。男女の能力にはいささかの差はない。ただあるように思われ勝ちなのは婦人の能力を充分生かすような社会の態勢がないために能率が落ちる

残つていくことに驚くくらいです。結婚しても働き続ける考え方が基礎となつて働く婦人の待遇改善も向上もあると思ひます。

②「結婚」が退職の理由にならないようにしなければならぬ。そのためには、社会・職場・家庭が民主化されることを根本で、婦人もまた働くことに意欲を持つべきである。

③イ、技術・技能を身につけること。ロ、生産者・勤労者としての社会的地位に自覚すること。

○東京都都立区婦人 三善 重美子

①女子の人間性を劣等視した扱い方としようで反対します。

②仕事で自己の人生に深い連りをもてる場合は退職する必要はないと思ひます。単に報酬が目的で、かつ夫の収入で生計の維持ができる場合は男子に職場をゆずるべきだと思います。しかし現在の社会状態から見て、将来への経済確立のために環境が許さざり働くことも賢明な行き方と思ひます。

③職業をもつことによつて社会的知識をたかめるでしょうが、一面家庭という地味な女の仕事を軽視するような恐れはないでしょう。

④男女平等の原則からいつて停年制は勿論男女差をつけることには反対です。とくに女子の停年を二十五歳、三十歳、三十五歳などという規定をつくる傾向は困つたものです。

⑤正面から労働協約によつて退職をきめたいものや、いやがらせや不文律で退職をよぎなくさせられるものなどが多いようですが、婦人の職場の開拓をはばむ大きな問題です。勿論反対します。

⑥大学卒業など教育程度の高い女子ほど雇用機会が失われつつある現状、つまりデフレの影響でしょうが、大きな問題でしょう。

⑦日教組婦人部長 橋本 千代世

①反対です。男女の能力にはいささかの差はない。ただあるように思われ勝ちなのは婦人の能力を充分生かすような社会の態勢がないために能率が落ちる

残つていくことに驚くくらいです。結婚しても働き続ける考え方が基礎となつて働く婦人の待遇改善も向上もあると思ひます。

②「結婚」が退職の理由にならないようにしなければならぬ。そのためには、社会・職場・家庭が民主化されることを根本で、婦人もまた働くことに意欲を持つべきである。

③イ、技術・技能を身につけること。ロ、生産者・勤労者としての社会的地位に自覚すること。

○東京都都立区婦人 三善 重美子

場合もありますが、これは停年によつて解決すべきでなく、その原因を除くことこそ第一と思ひます。

②結婚しても安心して働ける職場と育児と家事の心配のない家庭と社会生活をのぞみます。特に結婚によつてやめさせられるのは不合理極まることとす。また其嫁ぎしなければ生活できない現状の打開も大切で。

③男女機会均等の上で立つ女子の退職指導が日本の今までの教育でおろそかであつたので、これからやる。

④労働組合員としての団結の必要さが特に大切。

⑤同一労働同一賃金と婦人労働者の保護施設が急務。

⑥責任ある地位につける闘いが大切。

○岡山労働局長 加藤 敏

①原則としては差別を設けない方がよい。但し仕事の性質によつては差別を設けることもやむを得ないと思ひます。

②結婚を退職の条件とすることは絶対よくないと思ひます。

③多くの若い働く婦人の共通性として、腰掛的な安易な考えから積極的な仕事と取組み、更に困難な責任ある仕事に進んで行く気概が乏しいのではないでしようか。従つて積極性について考える必要があるのではないでしようか。

④差を設けることは絶対反対です。女子の働く分野を狭くするものです。

○東京都都立区婦人 三善 重美子

①停年に男女差を設けることに反対。同じであるべきです。

②本人の希望以外に問題にする必要なし。

③婦人の側においても同様の権利を主張するに相応しく、仕事に対する責任を充分果たすこと。腰掛けなどのつもりで職につかぬこと。

④停年はあるとすれば男女間に差を設けることはよろしくないと思ひます。

⑤退職の必要はないはずですが、現在の日本では生活形式が夫婦の共稼に適していないので、理論上はともかく実際上は退職を余儀なくされるでしよう。

⑥「あれは女だ」といふ、いわゆる差別感が主として男の側にあるようです。しかし日本の現状では、このことは容易にあらたまらないでしよう。

○東京都都立区婦人 三善 重美子

①原則として反対。実際問題として未亡人、世帯の責任者を一般婦人と同列に扱ふ整理には反対。せめて男子並に扱われたし。

②未だに結婚生活に入ると、当然のよう

に退職を考える、その考え方が多分に

社会保障の確立と完全雇用、基幹産業の国営等も併行させること。

○日教組婦人部長 橋本 千代世

①社会施設がないため止むを得ず退職する人が多いうですが、何とか退職せしむるようにして欲しいものです。

②婦人の職場における地位が平等でないために、万年同じ地位では働く意欲を失つてしまふ。

○衆議院議員 神 近 市 子

①停年に男女の差をつけることは日本のおくれた行政的感覚の一つであり、絶対に反対です。

②婦人自身の自由ともいえますが、聡明で時代を見る眼をもつ人なら、歯をくいしばつても退職すべきでありません。それが婦人全体の社会的地位をまもる一つの義務です。

③自分の組合をまもること。国内的、国外的現象に注意力を怠らぬこと。平和運動に協力をおしめぬこと。

④逆コースという言葉がピタツとあてはまるのが女子の停年制です。生きてゆくために働かなければならない女を女なるが故に年齢で阻むというのは一種の人権じゆうりんであります。

⑤結婚と同時に退職するのは早過ぎますが、子供が生れて小学校に上がる位までは、妻は家庭に在つて子供の教育に専念すべきです。何故なら現在の日本の社会施設では働く母と家庭の母は両立いたしません。

⑥余りに問題が多すぎで、一言では答えかねますが、日本の現段階では何と云

つても職場での婦人は苦しいことが多いです。然しへこたれないで、たとえ一人となるとも後から来る人たちのためにたえしのび、地位を守り続け、実力を認めさせるべきです。

⑦三井生命社婦人部長 渡谷 たけ

①女子の停年を低くすることは、結局男子の職場をもおびやかすことになりまふ。働くこと、生きること、男女の差が少しでもあつてはなりません。女は男より何事にも下位でよいのだという封建的な空気を一掃すべきです。

②その人の条件によつて必ずしも其嫁ぎしなればならないとは云えませんが、現在では其嫁ぎでなければやつてゆけない状態だと思います。又婦人のいろいろ悩みを解決してゆくには婦人が職場をもち、技術をもつて婦人の権利を守ることが大切で。

③婦人自身の中にある封建性によつていふん分野をせびめていく場合がありまふ。自分の苦しみは自分の中だけで解決しようとしないうで、外に向つて解決の道を求めるべきです。

④全日本婦人団体協議会事務局員 山崎しづり

①原則として反対。実際問題として未亡人、世帯の責任者を一般婦人と同列に扱ふ整理には反対。せめて男子並に扱われたし。

②未だに結婚生活に入ると、当然のよう

に退職を考える、その考え方が多分に

社会保障の確立と完全雇用、基幹産業の国営等も併行させること。

○日教組婦人部長 橋本 千代世

早いもので、婦人記者生活に入つて、もう二十年経つてしまつた。かけ出し時代のこと、そのころ新妻イト、村岡花子などの大先輩諸女史が中心となつて組織している婦人記者会なるものがあつた。会合があるたびに、私はその末席につらなつて、借りられたネコよろしく、一言の発言をするのでもなく、諸女子のさわやかな弁説を、心の底から感心しながら、うやうやしく拝聴していたものだ。その自分が、いつのまにか古参株になつて、若い人たちから、コワイおばさんみたいに思われているのかとおもうと、せいぜい若い氣でいるのに、うたた感概無量たらざるをえない。

自由な空氣に



山主敏子

ところで、何の動機で婦人記者という名の職業をえらんだのか、そしてまた何でそんなにいつまでも同じところに住みついてしまつたのかと聞かれると、理由はきわめて浅薄なことであるらしい。いわば若氣のあやまちとでもいおうか。ある日ある時、ナマイキな文学かぶれの少女が「新聞のできるまで」という某新聞社の記録映画をみた。そしてその編集室に登場するサッソウたる男刈りの婦人記者にあこがれたわけである。ミ―ハー族が女優さんにあこがれるのと同じ心理で、ただ少しばかり読んだり書いたりが好きだつたから、こんな職業にとびこむ仕儀とはなつた。

て行くというマイナス面もある。だが特に新聞通信関係の記者商売―男も女もふくめて―の魅力は、商売の開放的な空氣ではあるまいか。それこそ朝出社しても、幹部にベコベコお辞儀するでもなく、チンピラ記者だつて至極悠然と自分の席におさまり、さて、おもむくに新聞をひろげるといつた風景は、お役所などではあまり見られないものらしい。

私は入社したときから今まで、幸か不幸か一貫して文化部員で、社会部のコロンやサツ廻りの苦勞を味わつたこともないが、學藝部、家庭部の仕事などは、きつとも婦人の活動する範圍はひろげられていいと思つてゐる。もちろん、政治部でも社会部でも、婦人記者の手を必要とする取材は、最近非常にふえてきてゐる。今後ますますのびてゆく職域の一つであらう。ただし、婦人記者は男子記者と同じように、實力で立ちむかつて行くとしても、あくまで女の特性を生かす分野で、能力を発揮すべきであつて、むりに男と同じになるために、火事場やコロシなどにとんで行く必要はないと、私は思つてゐる。

(共同通信社文化部次長待遇)

機業をいこなむ 家庭の主婦の生活調査 三浦英治

うことに大きい問題がある。そうした点から、実際主婦達がどのような立場にあるか、又どうしたらその地位を改善向上できるかという目的のために四月から四か月間にわたつて面接調査をしたのである。なにぶん調査者が不慣れな上に、途中質問事項を追加するなど色々な苦勞を伴つたが非常に多くの資料を得る事がで

機 織	手伝う	手伝わ
25台以上	21	15
24台以下	55	5
合 計	76	20

46	5	2	1	8
りきしき	しきき	しき	ちりきき	その他
おまおい	おまおい	おま	おまおい	
たださけ	さだ	さだ	おただけ	
はくへせ	へくせ	へく	さくへせ	
13	10	2	1	
ちりきしき	りしき	りき	りきき	
おまおい	おま	おま	おまおい	
たださけ	さだ	さだ	おただけ	
はくへせ	へく	へく	さくへせ	

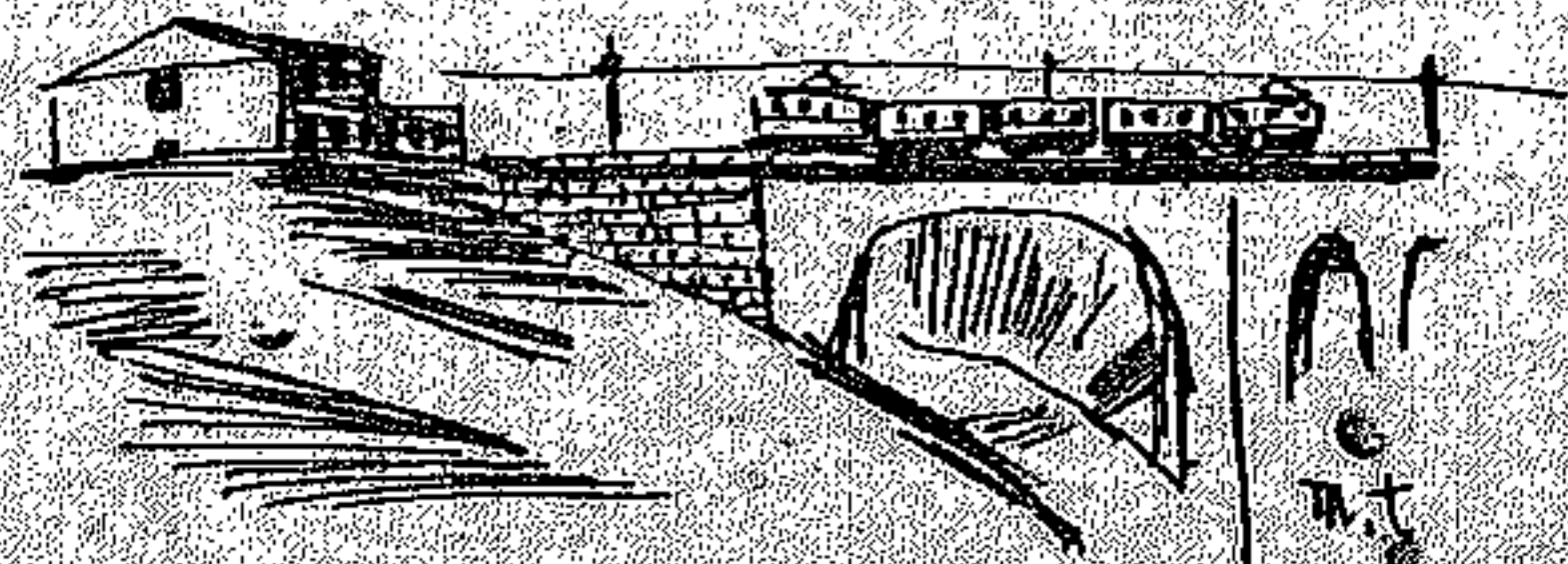
1 労働 当地方の織物業は殆んど家族労働であるが、主婦はこの仕事をどの程度手伝つてゐるであらうか(次表参照)。又それらの仕事を結婚前から知つてゐたものは三六人、後から覚えたのは四八人である。(解答のないものあり)

2 結 語 この様な主婦の立場は織物業を「仕方なしにやつてゐる」にやつてゐるというのが多いことになるわけである。更に主婦の立場を知るためには「娘を

機 織	う 思	い ます	か
よい	あまりよくない		
9	1	43	81

織屋へ嫁にやりますか」という質問にはつきりと答へてゐるようである。「いやだ」という理由としては殆んど「忙しいから」とか「自分が苦勞してきたから」と

ニヨシのひとりごと



「何故「コロン」になつたのか」といふ事をよく人に聞かれる。戦後十年も経ち、世の中が或る意味では幾分落付いて来たと思われる現在では、この様な疑問が起るのは当然であるが、当時の姿は、生治はどうであつたか。

戦災に物みな焼けどひとり子の健やかなるを希みに生きる

その頃の歌の様に家も焼かれて膚のみ

戦災に物みな焼けどひとり子の健やかなるを希みに生きる

潜のまゝ、無事であつたのは乳呑児の健
 一と私の肉休だけ、寒暑を凌ぎ生命をど
 うやらつなくだけの生活を支えるために
 買い出し、足袋の内職、紙芝居屋と、猿
 芝居のおじさんの襟にいつも健一を背負
 つて一生懸命夜更日に謎いで働いた。
 失業対策事業の事を知り、渋谷職安に
 かけつけて就労手帳を頂いて働く事にな
 つたのは昭和二十四年六月半ばのこと。
 それから足かけ六年、降つても照つても

失業対策事業の事を知り、洪合職安に

かけつけて就労手帳を貰いて働く事になつたのは昭和二十四年六月半ほどのこと、それから足かけ六年、降つても照つても一日として休んだ事はない、煩る人のないその日暮しには休みたくても、休めないのだ。購めて来たアイスマナカの様に呆気なく直ぐになくなつてしまふ三百円の出で。

ニョヨンの出づら淡雪のごとく消え空
になつた朝の財布に押し出され

それだからと云つて再婚をすゝめられてもなかなかその気にはなれない。子供のためにはこのまゝ苦しみ通した方が却つて幸福だと考えられるから。苦しみ慣れてしまつて何事にも苦痛というものを感ぜなくなつて、その代りどんなささやかなよろこびにも本當に心から喜ぶ事ができる。この心持はニュモン暮しの大きな収穫である。

覺しきに慣れし不幸と人云へど一個の
 桃を子とわかつ幸
 平凡の幸は希はず苦しみの中なる母の
 まるこは深し

僅かながらも加配米も頂けるので、子供と二人暮らしでは暗米の価も知らぬ有難さ。人間の生活は、上を見ても下を見てもきりのないものだと思つて、何れも羨む心は起らない。豊かな生活に伴う苦しきはそれだけに大きいもの。贅沢な物を食べ、着たい着物も着、行きたい所へも行つた過去の夢を何時迄も追うより、ニコニコの生活に甘んじるといふわけではないが、今日に満足し、仲間の人々に、環境に順応しながら自分の希望を自指して生きる気安さ、楽しさ。

仲びたバーマに見果てぬ初恋の夢を秘め、色褪せた仕事着に、繕きただけのモンペのしわに、どん底の滑り温い人の心に触れる時、どんな生活人にも見る事のできないであろう真実の人間味を知る。

世はさかき昔は夫人今人夫

私だけでなく、殆どの人が戦前は相当の生活をしてゐた人の集りである。この人達が安易な生き方に妥協せず汗にまみれて土に生き抜く姿は本当に涙ぐましいものである。所謂「女」を立て看板に、お化粧をして美しく生きるか、女である事も忘れて、なりふりかまはず真黒になつて働くか、女の生き方には二筋の道があるとすれば、後者、即ち生活に体当りをし、太陽と共に生きる事は、偽りのない幸福な生き方だと私は思う。

いつまでも政界も安定せず、水爆実験後の数々の悪影響に苦しまられ、今又貴

生きる気安さ、楽しろ。

世はさかさ昔は夫人今人夫

私だけでなく、殆どの人が戦前は相当の生活をしてゐた人の集りである。この人達が安易な生き方に妥協せず汗にまみれて土に生き抜く姿は本当に涙ぐましいものである。所謂「女」を立看板に、お化粧をして美しく生きるか、女である事も忘れて、なりふりかまはず真黒になつて働くか、女の生き方には二筋の道がある。

し、太陽と共に生きる事は、偽りのない幸福な生き方だと私は思う。

いつまでも政界も安定せず、水爆実験後の数々の悪影響に苦しまられ、今又貴

粟米に生活を支やがされ、^{また}街には日本人の魂を忘れた様な人々が上へたけを飾り立てて歩き、若人の目をそむけさせる様な姿顔を見るにつけ、私の胸には云い様の無い義憤のかたまりが大きく拡がつてゆく。

生活に追われ、社会の表面にのみとら
われていると、氣の小さい者は狂人とな
るか、自殺したくなるのも当然だと思ふ。
然し母はあくまで子のために強く生き抜
かねばならない。世の中のすべてのもの
に、又自分にも負けてはならないのだ。
詩吟を修めて一吟天地の心に通じ、句作
に自らを深くし、書くことによつて日々
を反省し、川柳に留飲を下げる。

も、趣味を持ち子と生きる幸は、徳富蘆花先生の言葉の様に、宇宙の實はこのやさやかな六畳一間に常に満ちみちしているのだと思うから、私はいつも朗らかに健康にも恵まれている。

ニコシ尊しは人生のトンネルだと私は考へる。たとへ幾年かかるうとも、完金にこの大きなトンネルをくりぬいて広々とした視野の展ける社会に出るまで、私は無理なことは希わず、日々をおろそかにせず、感謝の裡に朝を迎えよう。

ひとり生く日焼けの顔を恥とせず

（日雇労働者）

（原則として結婚は本人の自由だけれども）

織屋から娘を					娘を織屋へ				
もうう	いやだ	かまわぬ	わからぬ	その他	やる	いやだ	しつかりしておれば	わからぬ	その他
50	8	29	4	1	8	64	17	4	8

か「これだけ働けばどんな仕事でもや
ていける」などと答えている。中には「大
きな織屋ならよいが、そういうところには
妻をかこつたりするからいやだし、小さ
いところは忙しいから又いやだ」という
ものもあった。

わからぬ	気をつけれ	気をつける
1	28	67

又縁組のとき性方面など気をつけますかという質問にはその殆んど

3. 家庭の民主化

主婦が家庭の中にあつてどのような地位にあるかとか主人の理解の程度を知ることが非常にむづかしい。今度の調査では主人だけ米の御飯をたべているとか、仕事のことでは外へでていくのが妾のところにへ行つたりしているとかということば

男	65	女が悪いときの暴力をどう思うか	
女	11		
どちら	2	仕方がない	32
わがらね	2		
* の方を希望するのが非常に多い。 4. 婦人のたのしみ 農村の場合と同じく 当地方の人々も「たの		女があやまる	2
		女が気をつける	1
		逃げる	1
		程度によりけり	1
		女が口が多いから	1
		よくない	13
		口で云え	10
		両方悪い	2
		わからね	1
		なし	8
女の立場が変つた たさういふことを			

知っている	20
ばくせん	48
知らぬ	98

政治に関心

ものがたりの政治は女には用事のないものという考えのようである。

投票（昨年の衆議員選挙）理由	
人のうわさ	19
家できめた	14

投票（昨年の衆議員選挙）理由	
人のうわさ	19
家でできた	14
地元の人だから	10
主人の先生だから	1
運動員が近くにいた	1
親せき	1
依頼された	1
別になし	1
自分でできた	16
新聞公報により	9
演説をきいた	8
優遇軍人のために政治	1
なんざなくよい	1
感じて	1
平等の政策をさる	1
登に	1

(註) 資料の数字が表ごにまちまちなのは、質問を追加したり回答のながつたためであることを申しえておきます。

(本会会員・愛知県蒲郡市)

主婦から聞いたことがあるが、従来当地では主人が主婦をよくなぐつたり、物をほうつたりするということが云われ、私としても十人中、八人くらいはあると思つた。「子供の小さいときは主人になぐられてもかまわなかつたが、今のようには子供が成長してその前でなぐられると、子供が結婚してから真似をしないかと心配になる」とか「皮下出血もたえない」という人もあつた。それでは「その暴力についてどう思うか」に対して「仕方ない」と答えたものが非常に多かつた。しかし、ここで注意せねばならぬことは、女の悪いという基準は普通の男女間であつたならば女が決して悪いと思われないうことでも、夫婦となると、凡てが女が悪いと思われということである。

生れ変つて男を希望するもの理由	
男がよい	26
わがままできる	1
いばつておれる	4
女では顔があがらぬ	1
自由ができる	1
馬鹿にされない	2
思うことができる	5
苦勞が少い	1
面白そうだ	1
女は不利	1
率がよい	1
らくだ	1
人柄がある	1
仕事がしたい	5
生活能力あり	1
親合がある	1
あつさりしている	8
仕事に精出せる	1
女は仕事がない	1
気づよい	1
家庭のわずらわしさが	1
ない	1
なんざなく	1
男がよい	4

しみ」ということを趣味とか娯楽とかいうことには受けとれないようである。結果としては「子供の成長」が二十五名で多数を示している。これに次ぐものとして映画の十二名、旅行の十一名で、家族揃つての行楽と読書の各六名となつてゐる。又一年に二回は従業員慰安会がある。その春秋二回がたのしみだという風の毒なものもあつた。

関
 心をもつてい
 る
 政治にもか
 すか
 おおいにもつ
 もつ
 もたない

1
36
48

が少くなつてい
 る
 折角与えられた婦
 人の参政権もこの
 ようなことではい
 つまでたつても婦

人の向上は考えられない。

「私は仕事をもらつて生れてきたのだ
 から仕方がない」とか「この世で働いて
 おけば来世で楽ができる」などという。
 あきらめた考え方が未だにあることは注

目されなければならない。機業をいとなむ家庭の主婦の地位を向上するには、主人们がもつと主婦をよく理解して協力する必要がある。

表6 産業別男女別雇用者数 (1958年平均) (単位千人)

産業別	女子	男子	産業総数中女子の割合
全産業	4,080	10,720	27.6%
農林業	190	890	82.8
漁業及び水産養殖業	20*	220	4.4
鉱業	60*	530	10.2
建設業	170	980	14.8
製造業	1,510	3,860	81.1
卸売、小売、金融、保険、不動産業、運輸及びその他の公益事業	770	1,520	89.5
サービス業	210	1,600	11.1
公務	950	1,170	44.4
その他	190	950	16.7

表7 産業別女子雇用者数 (1952年平均～1958年平均) (単位千人)

産業別	1952年平均	1958年平均
全産業	3,900	4,080
農林業	140	190
漁業及び水産養殖業	10*	20*
鉱業	70*	60*
建設業	180	170
製造業	1,570	1,510
卸売、小売、金融、保険、不動産業、運輸及びその他の公益事業	670	770
サービス業	210	210
公務	900	950
その他の産業及び不詳	200	190

表6、7 註1) *印は誤差率が大である (総府統計局労働力調査)

表8 産業別男女別雇用指数 (1951年平均基準)

産業別	1951年		1952年		1953年	
	女	男	女	男	女	男
全産業	100	100	97.6	100.7	97.4	101.7
農林業	100	100	103.9	100.3	89.9	97.5
漁業及び水産養殖業	100	100	96.9	100.0	96.9	102.0
鉱業	100	100	92.2	97.9	87.5	94.8
建設業	100	100	103.8	102.8	109.6	108.2
製造業	100	100	100.6	103.8	105.2	110.9
卸売、小売、金融、保険、不動産業、運輸及びその他の公益事業	100	100	104.1	98.9	104.6	90.5

註1) 毎月労働統計より婦人少年局が算出せるもの

失業者、労働力調査によれば、一九五三年の女子の雇用は労働力に及ばず、完全失業者一九万人となり、前年の二七万人より増加した。又完全失業者以外に潜在失業者を含めた失業をみると、女子の追加就業希望者(三八万人)と就業希望者(四七万人)(完全失業者と非求職者(註1)を合算すると一九五三年平均で八五万人を占めており、(男子は九五万人)、前年より二二万人の増加(男子は二二万人の増加)となっています。従って増加率は女子の方が男子より高くなっています。

(註1) 就業希望者のうち求職活動をしなかった者

と、農林業が五〇・六%で過半数を占め、次にサービス業、卸売小売並びに金融保険不動産業、製造業となっており、建設業、運輸通信業及びその他の公益事業は特に女子の就業の低い産業となつています。(表5)

雇用者——女子の雇用者は一九五三年平均四〇八千人ですが、これは雇用者総数の二七・六%となつています。女子雇用者を従業上の地位別にみると、経営事務技術者は一四三万人、常用労働者見習徒等は二二二万人、日雇労働者は四三万人となつています。

又女子雇用者の産業別分布状況をみると、製造業に従事しているものが最も多く一九五三年平均で二五二万人ですが、このうちでも特に紡織業に従事して

いるものが多く七八万人に達し、この紡織業女子労働者は紡織業労働者総数の六三・四%を占めています。(表6)

一九五三年平均の雇用者を前年と比較すると、産業別では、女子雇用者は前年に比べて製造業の減少が著しく、とくに製造業中の紡織女子労働者は前年の九三・一%に減少しています。

一方、サービス業、卸売小売業及び金融保険不動産業の増加が目につきます。(表7)

以上は労働力調査による臨時及び日雇をもふくめた女子雇用者のうちで、次にこれは比較的近代化企業業の規模三〇人以上の事務所の常用雇用労働者についてみてみましょう。毎月労働統計調査による女子常用雇用者は、調査産業総数では、一九五三年平均二二六万人と推計されます。

一九五一年の平均を基準とした雇用

指数では、調査産業総数の女子雇用指数は一九五二年九七・六、一九五三年九七・四と減少しておおのの二〇%を下回っています。一方男子は一九五二年一〇〇・七、一九五三年一〇一・七と一〇%を上回つて上昇の傾向にあります。

女子の雇用指数を産業別にみると、一九五一年の平均基準によれば、卸売及び小売業、金融及び保険業、運輸通信及びその他の公益事業はみな、一九五一年より毎年上昇の傾向になりますが、製造業は一九五三年は前年より著しく減少し、製造業は一九五一年より減少の傾向をたどり、一九五二年平均九六・九、一九五三年平均九六・三となつています。

製造業の女子雇用指数が前年より減少したのは、製造業の女子雇用者が前年より減少したためで、特に製造業中の女子労働者が前年より減少したためです。

半ばを占める紡織業の女子雇用者が輸出不振による減少を示したことが大きな原因といえます。即ち一九五一年平均基準の紡織業の女子雇用指数は、一九五二年平均九二・二、一九五三年八七・五と減少しています。しかし製造業の男子の雇用指数は一九五一年平均基準、一九五二年一〇〇・一、一九五三年一〇二・〇と増加しています。しかも紡織業のみをみると男子も一九五二年九七・九、一九五三年九四・八と漸減の傾向を示め、日本経済殊に紡織業不振の傾向を反映しています。しかも女子労働者はその大きな影響下にあるといえます。

(表8)



女子雇用の傾向

戦後婦人は自営業、家族労働者又雇用者をおのおの男子と共に生産の一翼を荷つてきましたが、ここでは特に一九五三年を中心とした労働人口、就業状況、雇用者等について統計をもととして、雇用傾向をのべてみたいと思います。

表1 女子の労働力人口 (単位千人)

年別	性別	14歳以上人口	労働力人口	労働力人口比率
1952年	女	30,170	15,040	49.9%
	男	27,270	22,720	88.3
1953年	女	30,540	16,220	58.1
	男	27,770	23,480	84.6

註1) 労働力人口比率は労働力人口の14歳以上人口総数に対する比率である。(総府統計局調査)

年齢人口の比較すると、女子の労働力人口の比率は、男子の労働力人口の比率に比べて低いのですが、生産年齢人口の比率は、男子の労働力人口の比率に比べて高いです。

表2 最近の就業者数 (1952年平均～1958年平均) (単位千人)

年別	性別	14歳以上人口	労働力人口	就業者			完全失業者
				総数	自営業者	家族従業者	
1952	女	30,170	15,040	14,860	2,080	8,880	170
	男	27,270	22,720	22,420	8,040	10,810	290
1958	女	30,540	16,220	16,020	2,180	9,760	190
	男	27,770	23,480	23,220	8,090	10,720	260

(総府統計局労働力調査)

就業状況——次に女子労働力人口のうち、就業者の状況をみますと、一九五三年平均二、六〇万人で総就業者の四〇・八%を占めています。女子就業者の中では、家族従業者が最も多く、九七六万人、次に雇用者四〇八万人、最も少ないのは自営業者で二二八万人となつています。

従つて女子就業者の総数に占める家族従業者の割合は六〇・九%という高率を占めています。

これは男子の家族従業者が就業者の一八・九%を占めているのと比べて、女子の家族従業者が就業者の六〇・九%を占めていることがわかります。

表4 男女別就業率比率 (1952年平均=100)

年別	性別	就業率			
		総数	自営業者	家族従業者	雇用者
1952年	男女計	100%	100%	100%	100%
	女	100	100	100	100
1953年	男女計	105.8	101.5	109.6	104.2
	女	107.8	104.8	109.9	104.6

(総府統計局労働力調査)

表5 産業及び男女別就業者数 (1953年平均) (単位千人)

産業別	女子	男子	産業別就業率		産業別総数中女子の割合
			女子	男子	
全産業	16,020	23,220	100%	100%	40.8%
農林業	8,670	8,460	54.1	36.4	60.6
漁業及び水産養殖業	110*	550	0.7	2.4	16.7
鉱業	70	550	0.4	2.4	11.3
建設業	170	1,410	1.0	6.1	10.7
製造業	2,340	4,400	14.6	18.9	34.7
卸売、小売、金融、保険、不動産業、運輸及びその他の公益事業	2,480	9,290	15.5	14.2	48.0
サービス業	220	1,690	1.3	7.3	5.9
公務	1,790	1,910	11.2	8.2	48.4
その他	190	950	1.2	4.1	16.7

註1) *印は誤差率が大である。(総府統計局労働力調査)

就業率——次に女子労働力人口のうち、就業者の状況をみますと、一九五三年平均二、六〇万人で総就業者の四〇・八%を占めています。女子就業者の中では、家族従業者が最も多く、九七六万人、次に雇用者四〇八万人、最も少ないのは自営業者で二二八万人となつています。

従つて女子就業者の総数に占める家族従業者の割合は六〇・九%という高率を占めています。

これは男子の家族従業者が就業者の一八・九%を占めているのと比べて、女子の家族従業者が就業者の六〇・九%を占めていることがわかります。

表3 就業上の地位別比率 (1953年平均)

	女	男
就業率	100%	100%
自営業者	18.6	34.8
家族従業者	60.9	18.9
雇用者	25.5	46.8

(総府統計局調査による)

就業上の地位別比率——次に女子労働者の就業上の地位別比率をみますと、自営業者が一八・六%、家族従業者が六〇・九%、雇用者が二五・五%を占めています。これは男子の就業上の地位別比率と比べて、女子の家族従業者の割合が非常に高いことがわかります。

次に女子従業者を産業別にみると、前述のように農林業従業者が最も多く、次に比較的よく就業しているのは卸売小売並びに金融保険不動産業、製造業、サービス業の順となつています。又産業別に男子の就業状況をみると、男子の家族従業者の割合は一八・九%、自営業者が三四・八%、雇用者が四六・八%を占めています。(表4)

次に女子従業者を産業別にみると、前述のように農林業従業者が最も多く、次に比較的よく就業しているのは卸売小売並びに金融保険不動産業、製造業、サービス業の順となつています。又産業別に男子の就業状況をみると、男子の家族従業者の割合は一八・九%、自営業者が三四・八%、雇用者が四六・八%を占めています。(表4)



東京都内の

内職の実際

家庭内職に関する一般の関心が、最近特に深まっているにもかかわらず、これに関する総合的な調査資料が、現在まで、殆ど見られない状態でしたので、婦人少年局では、職業安定局と協力して、昭和二十九年三月下旬、東京都二十三区内で、家庭訪問による内職調査を行いました。

内職従事者の特性

では、内職をしている人の一般的な状況はどうでしょうか。

まず、男女の別を見ると、女子が圧倒的に多く、総数の八五%を占めています。その中、世帯主の妻と嫁が最も多く、女子の八二%を占めています。女の世帯主も二四%います。男子では、世帯主が男子の六六%を占めて最も多く、息子又は娘が三三%を占めてこれに次いでいます。

内職に従事している人達の平均年齢は三九・五歳です。

これらの人達の内職をはじめた動機は、大部分が「収入を得たいから」と答えています。その中、女子の場合は「世帯主の収入が少いから」と答えたものが多く、家計の補助として内職をしているものが多いことを物語っています。男子の場合は「世帯主の収入がないから」と答えたものが多く、この場合は、世帯主自身が内職をしている例が多いようです。次いで女子は「夫と死別（又は離別）したから」と答え、男子の場合は「独立して生活したいから」と答えています。

内職の収入が少いから」と答えたものが多く、家計の補助として内職をしているものが多いことを物語っています。男子の場合は「世帯主の収入がないから」と答えたものが多く、この場合は、世帯主自身が内職をしている例が多いようです。次いで女子は「夫と死別（又は離別）したから」と答え、男子の場合は「独立して生活したいから」と答えています。

内職地帯の分布状況

調査したのは、東京都二十三区内の普通住宅八五〇世帯ですが、その中、内職をしていないのは約九%に当る七五三世帯でした。昭和二十五年の国勢調査によれば、東京都二十三区内の一般世帯数が「二三万」ですから、これから推定すれば、東京都二十三区内に約一〇万の世帯が内職しているものと思われる。

次に「外に出れば働きに出たいですか」との問いに対して、男女共約半数のものが「出たい」と答え、家の中で内職をしているよりは、外に出て働くことを希望しています。現在働きに出ていない理由として、男子は「病弱」で出られないものが多く、又「適当な職がない」と答えているものが多く見られます。女子は「家事が忙しくて出られない」と答えているものが多数を占めています。

内職地帯の状況

次に、内職をしている世帯の状況を見ます。一世帯当りの平均家族人数は四・六人で、東京都の平均四・四人よりやや多く、その中、四歳未満の乳幼児を抱えている世帯が三七%あります。これらの家庭では、子供をどうするかは重要な問題であり、能率をあげるために保育所を希望しているものも多く、子供があるために内職を希望しながらもできないと訴えるものも少なくありません。

世帯主の職業は、普通住宅地帯を調査対象としたため、会社員、工員、公務員等、専業主婦が多数を占めています。無職が全体の二七%を占めているのは注目されます。世帯主が婦人の世帯即ち「女世帯」も一四%あります。女世帯は、世帯主が無職のものが多く、その中、生活保護法による保護を受けている世帯も一割以上に及んでいます。

内職の現情

内職は、その種類が多種多様で、今更の調査でも、二八七種の多種多様なものがあります。今これをここに全部示すことは困難ですが、これらを大きく二七種に分類して従業者の割合を見ると別表の通りです。

婦人と年少者

通りです。これを見ると、内職に従事しているものが最も多いのは洋裁で、全体の二七%を占め、次いで和裁が一二%、紙製品が一二%、編物が八%となっています。

これらの内職の多くは、季節によつて繁閑があり、一般に二月、八月は一年中で最も仕事の少い月と云われています。今度の調査でも「閑な月」は八月と答えたものが最も多く、七月、二月がこれに次いでいます。「忙しい月」は十二月と答えたものが最も多く、十一月、十月の順になっています。

内職をしている人達の過半数は、その仕事を、「専業主婦の副業」と見做っています。その他「直接製造業者と交渉」したり、「広告」を見たり、「直接製造所へ行つたり」して仕事を手に入れている人もいます。

内職の原料、材料は、これを全部他から供給されているものが六六%で過半数を占めています。全部自給のものも僅かながら見られます。原料、材料の供給者としては、製造業者が最も多く三七%、消費者が二〇%、仲介人が一八%となっています。

では、内職をしている人達は、一日に何時間位働いているのでしょうか。内職の動機にも見る通り、内職の大部分は、少い一家の収入を補い、或るいは、一家を支えるための真げんなものであるだけに、その従事する時間も、家事の片手間仕事

内職の種類別従事世帯数(%)、1日の工賃、1日の従業時間延数 (1954年8月 労働省婦人少年局調)

内職種類別(大分類)	内職従事世帯数(%)	1日の工賃			1日の従業時間延数		
		総数	男	女	総数	男	女
総数	100.0	121	842	97	7.02	12.45	6.21
品物物理裁縫	2.7	84	70	85	7.22	9.80	7.07
品物物理縫製	0.5	215	500	120	7.80	10.00	6.40
品物物理縫製	8.1	102	—	102	5.05	—	5.05
品物物理縫製	1.8	67	—	67	8.00	—	8.00
品物物理縫製	16.6	158	862	144	6.49	12.84	6.26
品物物理縫製	1.4	96	—	96	5.39	—	5.39
品物物理縫製	1.0	144	250	129	5.55	—	5.55
品物物理縫製	0.9	78	—	78	7.50	—	7.50
品物物理縫製	18.2	105	225	102	5.45	13.00	6.41
品物物理縫製	0.5	59	—	59	5.80	—	5.80
品物物理縫製	1.9	51	—	51	6.42	—	6.42
品物物理縫製	2.7	107	207	91	7.48	13.80	6.51
品物物理縫製	1.7	298	559	74	11.02	16.12	7.21
品物物理縫製	11.0	93	380	71	7.33	16.12	7.40
品物物理縫製	4.0	56	200	51	6.45	9.00	7.18
品物物理縫製	6.3	91	227	82	6.58	6.00	6.56
品物物理縫製	1.0	88	—	88	5.30	—	5.30
品物物理縫製	1.1	286	888	92	9.13	10.20	7.00
品物物理縫製	1.0	218	—	218	6.52	—	6.52
品物物理縫製	1.0	322	413	140	9.40	10.24	8.00
品物物理縫製	2.4	116	200	106	6.40	8.00	6.85
品物物理縫製	4.1	194	448	86	9.84	14.80	7.21
品物物理縫製	7.8	91	234	71	8.02	13.16	7.06
品物物理縫製	2.2	76	175	60	8.24	18.80	6.50
品物物理縫製	0.4	58	—	58	7.00	—	7.00
品物物理縫製	0.5	75	—	75	6.52	—	6.52
品物物理縫製	8.9	188	—	188	7.26	—	7.26
品物物理縫製	0.9	125	—	125	6.45	—	6.45

注 1) 男女別内職世帯内の主たる内職従事者の性別による。
2) 1日の従業時間延数は内職世帯内の主たる内職従事者と手伝のものを含めた従業時間延数である。

次はこの一日の工賃と、一日の従業時間について見てみる。

工賃は、男女の従業時間には大きな差があることも影響していますが、何よりも仕事の種類がちがうため、男子の場合は、多かれ少かれ工業的な生産技術を生かしている場合が多いと思われる。内職の種類(大分類)別の工賃は別表の通りです。

次にこの一日の工賃と、一日の従業時間について見てみる。

工賃は、男女の従業時間には大きな差があることも影響していますが、何よりも仕事の種類がちがうため、男子の場合は、多かれ少かれ工業的な生産技術を生かしている場合が多いと思われる。内職の種類(大分類)別の工賃は別表の通りです。

るものは総数中二四〇あり、「もつと働ける」と余裕を見えているものは僅か八〇にすぎません。

むすび

このような状況から、内職に従事する人達を概観すると、その多くは、生活のために安い工賃の内職をやむなくしていると思われる人が多く、病気の夫を抱えるもの、子供や弟妹のために家事に忙殺される主婦や娘、病弱や老齢で外で働けない病人、老人、働きたくても適当な職がないと訴える中年の婦人等々、外に働きに出たくても出られない事情にある人達が多いようです。

婦人と年少者

これらの人達は、内職の工賃を高くしてほしいと切実に訴えています。又、内職の切れることを非常に恐れています。又最近、工賃の不払や遅延の例も少しづつ見られ、内職に従事する人達を恐れさせています。

そのため、工賃のよい、永続性のある内職を斡旋する機関をできるだけ多く作り、できれば工賃の水増しをせよ、技術指導もしてほしいとの要望は、非常に強いものがあります。

いずれにしても、それ以外に頼る道のない人達が、「内職」を「職業」といえる程度のものでほしいと望む気持ちには、切実なものがあります。

婦人団体の現況

最近の全国における婦人団体の概況を知るために、婦人少年局では、昭和二十九年一月末日現在で、全国各婦人少年室から各都道府県毎に、婦人団体の結成状況、運営等の状況及び婦人団体のとり上げている問題などについて報告書を集めたが、その結果は次の通りである。

一、婦人団体の結成状況

全国の婦人団体を大別すると、主として会員の居住している地域やその他の基本的生活条件によつて組織されている団体（地域婦人団体・農協婦人部・未亡人団体等）と、そのような条件にかかわらず、会員の積極的な意思によつて組織されている団体とに分けられる。

1. 地域その他の生活条件による団体
(1) 地域婦人団体 市町村単位で組織されている団体は、全国で、一七、〇一六あり、会員数は六、七八五、八二七名となつてゐる。これらは殆んどが市あるいは郡の組織を通じてさらに都道府県単位の組織に加入しており、それぞれ何れも婦人団体連絡協議会、何れも県婦人団体連合会等と名乗つてゐる。これらの県組織は北海道、青森、高知を除く全国四十三都府県にできており、そのうち二十三がさらに全国地域婦人団体連絡協議会を組織している。

(2) 農協婦人部 単位農業協同組合の婦人部は全国で、六、八六六結成されてあり、会員総数は二、二二〇、八四二名となつてゐる。そして三十一都道府県には県単位の組織ができており、これらはすべて全国農協婦人団体連絡協議会に参加してゐる。

(3) 未亡人団体 市町村単位の未亡人団体は全国で、二二あり、会員総数は七、八六、六四三名となつてゐる。北海道を除く各都府県には県単位組織ができており、それらがすべて全国未亡人団体協議会に参加してゐる。

(4) 労組関係主婦会 国鉄労働組合や鉱山関係労働組合の外郭団体として、家族組合や主婦会などが各地にできてゐる。各事業場組合単位の主婦会は全国で三九三、会員総数は一、三四、〇〇四名となつてゐる。しかし、これらは親組合の補助的なものであるため、それぞれの親組合の系統ごとに県単位組織や全国的組織を作つてゐるもの、とくに労働者の家族として組織された上部組織はない。主なものは「国鉄家族組合」「炭鉱主婦協議会」及び「日鉱主婦連合会」がある。

2. 地域その他の生活条件にかかわらず会員の積極的な意思によつて作られてゐる団体は、一方、互に、或るいは一部団体が無関心や消極的であるために連絡調整が不十分であるという県（千葉、山梨、静岡、山口、香川、高知、長崎等）と、何らかの問題があるために、連絡調整が困難であるという県とがある。その困難なケースとして最も多くあげられてゐるのは地域婦人団体と農協婦人部の関係の不円滑（北海道・青森・岩手・秋田・埼玉・石川・福井・長野・岡山・山口・香川・愛媛・鹿児島等）であり、多くの農村で二重の組織になつてゐる地域婦人団体と農協婦人部の調整のために種々の工夫努力がなされてゐるが、なお問題は残されてゐるようである。

人団体のあり方」についての認識が足りないといふことになるであろう。

即ち、婦人団体の会員の中心には、まず入会の際から、自分の入るうとする団体についてよくその目的や性格をわきまえない者が多く、運営についても「自主性がない」或るいは「教育委員会等の指導援助にのみ頼つてゐる」ような県もあり、又一方、指導する立場からみて、「いくらか打つても響かぬ」と婦人団体活動の末端への浸透の困難さを嘆いてゐる県も多し。このような状況から、一般に現在の婦人団体の運営は、会長や幹部役員などの個人的な能力や人物によつて相当左右されることになり、立派な人を得た場合は大へん円滑にいくが、ともすると「独裁的である」「政治的に会を利用する」又は特に農協婦人部については「農協の男子幹部に牛耳られる」というようなことになりがちである。

婦人と年少者

婦人団体の運営等についての問題も、前項と同じく地域その他の生活条件による団体と、会員の積極的な意思によつて作られてゐる団体では多少異なつており、婦人少年室の報告中には、主として会員数の圧倒的に多い前者について述べられてゐる。運営等に関して問題となつてゐる点を二つに分けてまとめてみよう。

一、婦人団体の組織、運営に関する問題

全般的にみて、民主的であるべき婦人団体が、実際に会員の総意を反映した、自主的な活動を行ないにくいむきがかかりみられるようである。それは報告中に多くみられる「会員個々の自覚の不十分」と「適切な指導者の不足」に起因してゐると思われ、一口でいえば「民主的な婦

調整が円滑に行われてゐる県（愛媛・宮崎等）もあるが、一方、互に、或るいは一部団体が無関心や消極的であるために連絡調整が不十分であるという県（千葉、山梨、静岡、山口、香川、高知、長崎等）と、何らかの問題があるために、連絡調整が困難であるという県とがある。その困難なケースとして最も多くあげられてゐるのは地域婦人団体と農協婦人部の関係の不円滑（北海道・青森・岩手・秋田・埼玉・石川・福井・長野・岡山・山口・香川・愛媛・鹿児島等）であり、多くの農村で二重の組織になつてゐる地域婦人団体と農協婦人部の調整のために種々の工夫努力がなされてゐるが、なお問題は残されてゐるようである。

この外、地域婦人団体には、町内会或るいは自治会等の婦人部との関係（東京、兵庫、奈良、岡山）、労組主婦会との関係（北海道・福岡）、農協婦人部との関係（長崎）などにそれぞれ問題があり、又地域婦人団体のみ勢力があり過ぎて他の団体の発展を妨げているもの（佐賀・鹿児島）など問題は多いが、内部的には都市の婦人と郡部の婦人の対立のある所（宮城、京都、大阪、広島、岡山）、もあり、政治的色彩の強い幹部や特定個人にひきまわされ、或るいは二つに分裂して争つてゐるところもあるようである。

なお、地域その他の生活条件による団体と、会員の積極的な意思によつて作られてゐる団体との関係は、一般に余り密接

る団体（五十百順）

- (1) 全国友の会 千葉、京都、大分の三県を除く全国各県にわたつて二八一の友の会があり、会員総数は九、二九三名となつてゐる。

- (2) 日本キリスト教女子青年会（YWCA） 地方YWCA、グループYWCA及び学校YWCAから成つてゐるが、ここには地方YWCAの分のみを主とめた。地方YWCAをもつ県は北海道・宮城・埼玉・東京・神奈川・山梨・静岡・愛知・大阪・兵庫・広島・福岡・長崎・熊本の十七県で、会員総数は五、〇二六名となつてゐる。

- (3) 日本キリスト教婦人矯風会（WOTU） 北海道・岩手・秋田・福島・栃木・群馬・埼玉・東京・神奈川・石川・福井・山梨・長野・岐阜・静岡・愛知・京都・大阪・兵庫・島根・広島・徳島・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・宮崎に合計八六支部あり、会員総数は三、〇三八名である。

- (4) 日本大学婦人協会 北海道・宮城・秋田・栃木・千葉・東京・神奈川・新潟・石川・福井・山梨・長野・岐阜・静岡・愛知・大阪・兵庫・奈良・島根・広島・山口・愛媛・福岡・長崎・熊本・大分の各県に合計三二支部を有し、会員総数は二、一八八名となつてゐる。
- (5) 日本婦人平和協会 東京の会員が本部に直属してゐる他、埼玉・静岡・広島などに支部があり、会員総数は三七一

ではなく、とかく対立的な傾向さえみられる。中には県内各種婦人団体の総合的な連絡機関を作りたいと思つてゐるものもある（北海道・栃木・山梨・静岡・鳥取・高知・福岡等）。

三、現在とりあげてゐる諸問題

最近婦人団体の問題としてとりあげてゐることを、都道府県単位に件数の多い順にあげると次の通りである。

- 生活改善又は新生活運動 一八
 - 政治の浄化（政治教育の必要、公明選挙等を含む） 一〇
 - 平和問題 七
 - 原本機問題 五
 - 町村合併にともなう諸問題 五
 - 物価問題（特に電気料金値上げ反対） 四
 - 憲法改正問題 三
 - 母子福祉問題 三
 - 青少年問題 三
 - 特にヒロポン禍について 三
- その他女教師の待遇問題、内職の問題、公衆衛生思想の普及、社会保険の拡充、婦人の経済活動、産児制限、戦犯釈放、緑化運動、特殊部落の解放などがある。

〇おわりに

「婦人少年十一号」の余分をお持ちの方はお知らせ下さい。

「婦人少年十一号」編集部

ノルウェーの婦人



婦人と年少者

ノルウェーはヨーロッパ大陸の一番北にある国で、面積は三十二万三千平方キロメートル、人口は約三百万人、約三百三十万人(一九五二年調査)で東京の半以下です。北欧諸国は一般に恵まれていて、その生活水準が、第二次大戦でドイツ軍に蹂躪されたノルウェーほどのような状態にあるでしょうか。以下、*"The Status of Women in Norway Today 1953"*、*"The Norway Year Book 1954"*、*"Freedom & Welfare, Social Patterns in the Northern Counties of Europe 1953"* の資料から、ノルウェーの婦人問題についてその歴史的背景と現状を眺めて見ましょう。

1. 歴史的展望

一八二四年のノルウェー憲法は、自由と平等を標榜したフランス革命とアメリカ憲法に影響される所が大変でしたが、婦人に公的発言を与えるところまではいきませんでした。

まもなく、女性解放の運動は一八三三年生れの女流作家のカミラ・ヨレルトの作品知事(一八五五年刊)の影響を受けて高まったといわれています。更にノルウェー第二の女権論者アリス・ハンスティン(一八二四年生)は、女性が男の財産なりという考え方に對して根強く闘いました。かくて一八四五年以前には二十五歳以上の未婚婦人が青年男子(十八歳以上)と同等の権利を認められることになった。"Loyal Letter of Majority" というのが必要でしたが一八六三年になってようやく二十歳以上の未婚婦人は男子と平等になりました。しかし婦人の参政権は未だ認められず、既婚婦人は依然として家計、財産の面で夫に従属していました。

十九世紀の始め、未だ全くの農業国(といつても小規模でしたが)であったノルウェーでは一般に婦人の労働は甚しく過重で、中でも小作人の妻は家事の外に夫と一緒に野良仕事をしなければならませんでした。

教育については小学校だけは始めから男女共学でしたが、中学以上に女子が入学することはできませんでした。

又政治上の権利にしても同様で、その最も代表的な選挙権は今世紀に入るまで男でさえ平等でなく、少数の特権階級にしか与えられて、いなかったのです。女性に参政権がなかったことは申すまでもありません。

このように婦人にとつて八方塞りの状態を打破するのにはあつた功のあつたのは、前にあげた二人の女権論者ですが更に一八七〇年一八八〇年代になって実際の社会問題を扱った小説や劇が次々さん発表されたことも見逃すことのできないこととあります。一八七九年に出版されたイブセンの「人形の家」はその典型的なものといふことができません。婦人に有利となつた法律の主なものを年代順に並べてみると以下のようになります。

- 一八四二 Mercantile Act (商業法) 寡婦、別居中の婦人及び Major's status を受けた未婚婦人に事業を起すことを認める。
- 一八五四 相続権男女平等となる。但し農地に関しては男子優先。
- 一八七六 文部省の許可を得た女子は中学に進学できるようになる。
- 一八八二 大学の門も解放される。
- 一八八四 Norwegian Association of Women's Rights (ノルウェー婦人協会) 発足。
- 一八八五 婦人参政権獲得を目標として、Women's Suffrage Association (婦人参政権協会) 発足。
- 一八八七 これまで合法的だった売

審法を撤廃した。

- 一八八八 婚姻法成立、既婚婦人の解放及び自分の所得は自分の意志で処理する権利を認めらる。
- 一九〇一 地方議員選挙権 男子全体に認めらる。
- 一九〇四 National Council of Norwegian Women (ノルウェー全国婦人会) 発足。国際的協力促進のため。
- 一九〇七 国会議員選挙権 男子全体に認めらる。
- 一九一〇 地方議員選挙権 婦人、但し、大臣、外交官、牧師、軍人を除く。
- 一九一三 国会議員選挙権 婦人。
- 一九三八 大臣、外交官等の公職 婦人に認めらる。

かくて現在では男女の平等は学校における科目の相違と結婚後の姓を除いては全く影を消したといふことが出来ます。即ち前者は男に工作、女に家事を教えること、後者は結婚した婦人は原則として夫の姓を名乗ることです。

2. 現状

一九二七年

(一) 財産及び相続

婦人と年少者

夫婦の経済的権利義務は一九二七年の法律により規定されていますが、それに沿って、財産債務共に夫婦共同で管理し、特に財産については離婚の場合理由の如何に拘らず折半、夫死亡の場合直接子供に相続させることなく全部妻が相続することになっています。

一般に相続権は男女平等ですが、例外が二つあります。Assestett odelstrett といわれ、共に農地又は所有地に關するものです。前の方は所有者死亡の場合農地は分割せずに直系男子が優先的に相続すること、後の方は所有地が他人の手に渡っている場合最も近い親類の男子がこれを買戻す権利です。

(二) 内縁の妻と子供

内縁の妻が妊娠した場合、その夫は三か月間手当を支給し、更に出産の費用と以後九か月の哺育手当を支払わなければならない。又、子供が十六歳になるまでの生活費と医療費、学費なども支払い、事情が許す場合は、更に高度の教育を受けさせる義務があります。

これは母親からの申告にもとづき、知事が交付する父権証書 (Document of Paternity) によつてなされます。父親が払う額は其の都度決められますが、そんなに多くはないようです。扶養手当は各地方苦情相談員が徴収しますが、拒否した場合には給料から天引されるか財産差押えを受けます。これまでの所内縁の夫の約四分の一は違反しています。た

問題になるのは本人が肯定しない場合の父親の認定ですが、これは医学的に未解決のためどこでも共通の問題のようです。結局この規則は内縁の妻の保護を目的にしていますが、実際にはその子供を保護して見るといいでしょう。嫡出でない子の相続権は日本では嫡出子の半分ですが、ノルウェーでは同一のようです。

(三) 教育

義務教育は七年間、完全に男女平等ですがやはり高等教育を全うする女性の数は少ないようです。それは結婚が真近であり、やがて子供のできることを考慮するため、職業に對して男根熱心でないからです。課目では語学が好まれ、一般に女性が大学に入るのには一般教養のためとされています。

職業教育では商業が一番盛んで一九五〇年度においては女子の方が多い程でした。しかし女性の半数は依然として家内の仕事を望んでいるため、右にあげた商業学校の外、教員養成学校を除いては圧倒的に男子が多いようです。

(四) 働く婦人

ノルウェーで産業革命が起つたのは一八六〇一七〇年頃でしたから、ヨーロッパ諸国の間では、どちらかというといふ方です。それまで家事の外に野良仕事や家内工業で苦しめられていた中流以下の婦人たちが、婦人の大部分はこれに入りま

はなく、能力ある婦人である自己に適する仕事を見つけたことは容易なことではありませんでした。そういう婦人たちに産業革命が仕事を提供してくれたといつても過言ではないでしょう。

ところで婦人が外で働くといつても未婚者と既婚者で条件の違ふことは当然です。産前産後六週間ずつの休暇は日本でも同様ですが、公務員の場合は更に三か月の有給休暇があり一般の場合でも九か月の休暇(但し無給)が認められています。尚働く主婦には一般の年次有給休暇三週間の外に「休日法」(Holidays Act) による基金から手当の出る休暇が与えられます。

結婚した婦人が働きに出る場合一番困るのは育児です。ノルウェーには現在乳児、母親のための無料保健センターが全国で一〇〇以上あり、又託児所は一七五あつて約四千の子供を収容することが出来ます。託児所は一三歳と三歳以上の二つのグループに分れており、三歳以上の子供は哺乳など細かい世話が必要ないため正式の幼稚園でない所でも預かつてくれます。何軒かで共同して保育を雇い、普通の勤務者の勤務時間(午前七時から午後四時)で遊ばせてもらうわけです。だからノルウェーで昼間何らかの施設に預けられている子供の数は相当多数になります。

更に費用の面では第二子以降一人当たり

一家庭平均子供数			
	1920	1930	1946
都市部	4.06	3.70	2.76
郡部	3.80	2.82	1.98
オスロ	3.10	2.29	1.44

一年二四〇〇クローネ(約二二、〇〇〇円)が支給されます。そしてこれは子供が十六歳になるまで続けられます。このような補助金制度はともすれば人口過剰を招来するといふ(丁度昔のイギリスの救貧法の如き)悪弊を伴ないが、ノルウェーでは一家庭当りの子供数が二人から三人ですから、(註)その心配はないといつて差支えないでしょう。

尚出産の場合、夫婦の何れか一方が一〇か月以上健康保険に加入している時はたゞで家政婦を雇うことができ、更に地方官庁から一定額の補助金が出ます。この補助金の方は正式に結婚していない婦人にも支給されます。

主婦が病氣になつた場合「家事救済」という制度があつて家事一般から幼児の世話までしてくれる派出婦が派遣されることになっています。尤もこれは文字通り母親の代りとして家内全般を処理するのですから余程勇れた能力の人でないといふことがないといふ。今のところ人数が制限されています。

以上のような色々の保護にも拘らず、外での仕事と家事との調和はなかなかうまくいかないようです。一つには家事が想像以上に重労働なの(洗濯、掃除、

西ドイツの「母性保護法について」

一 序

西ドイツには婦人労働者の保護法として一九五二年一月二十四日に公布された母性保護法があります。比外で想起されるのは一九五二年六月二十八日に国際労働機関の総会で採択された母性保護に関する条約及び母性保護に関する勧告であります。西ドイツの「母性保護法」は条約及び勧告と内容において明かに相違しています。条約及び勧告の採択に對して、母性保護法の實施が影響を与えた事は疑いありません。

母性保護法では、産前産後の保護、哺育時間、妊婦及び哺育中の母の時間外労働、夜間労働、休日労働の制限、解雇制限、賃金の裏付け等について規定されています。我が国においても労働基準法、健康保険法によつて同趣旨の規定がなされています。ただ労働基準法によつて定められている生理休暇の規定は西ドイツの制度には見当りません。以下母性保護法の内容について紹介します。

二 母性保護法について

1 産前産後の保護について
(イ) 産前の就業が、六週間禁止される事は我が国と同様です。労働基準法では産前産後の保護として、又家事補助婦及び通い女中は産前四週間以内に限つて禁止されている点が我が国と違ひます。我が国では家事補助婦及び通い女中は法の保護の対象となつていません。

(ロ) 産後の就業が、六週間禁止される事は我が国と同様です。労働基準法では産後五週間を経過した女子が請求した場合に医師が支障がないと認めた業務に就かせる事は差支えないとされています。母性保護法では原則として六週間ですが、哺育中の母に對しては就業禁止期間を八週間に、早産後哺育中の母に對しては十二週間に延長して、就業させない事になつていますから、我が国より保護の程度が厚いといえます。

(ハ) 母性保護法では妊婦の就業禁止が規定されています。就業が禁止される労働としては、肉体重労働、又は有害物質、有害放射線、塵埃、ガス、蒸気、高温・寒冷・湿気もしくは振動の有害な作用にさらされる労働が掲げられています。更に具体的に木材の削皮作業、もっぱら足で運搬するもの、流れ作業と例示されています。この点は労働基準法で

です。第二次大戦後の開戦による婦人の家事労働は夫国民所得の二五%に達するやうです。働きながら家事もやるとしたらまさに二人分の仕事をしたといふことになり、二つには現在の所得税制度が其の甚だ不利にできていたといふことです。ノルウェーでは夫婦の収入を合計したものから引かれるので其の甚だしく、又は主婦の労働意欲をばはむのは当然です。結局戦後の困難を次第に脱し、生活水準が向上して行くに従つて外で仕事をもつ母親は少なくなつてきました。完全雇用を實現して却つて労働不足だといふやうなノルウェーでは特に婦人の就職を歓迎し、官庁・会社等に進出(小學校の教師の半分は女性)しています。結婚が出産が婦人の仕事の終点となつていくことは否めないやうです。

3. 政治活動

規定がなく、単に難易な業務に転換させる事を定めているに過ぎません。

2 哺育時間について

母性保護法では、哺育中の母にはその請求に基いて哺育時間が与えられます。哺育時間は、連続四時間半を超える労働時間については、四五分、連続八時間以上の労働時間については、その請求に基いて最低四五分の哺育時間が二回与えられ、又は作業場附近に哺育室がない場合は、最低九〇分の哺育時間を二回与え

第四回

「婦人の職業意識をたかめる運動」が行われます

労働省婦人少年局では毎年「婦人の職業意識をたかめる運動」を行つていますが、今年は例年よりも早く、九月、十月の二か月をその期間と定め、次のような目標に、第四回の運動を行うことになりました。

- 1. 婦人の職業や労働について理解を深める。
2. 婦人の能力をいかす就職をすすめる。
3. 婦人の職業技術の向上をうながす。
この運動はいままで職場・家庭・学校・社会等各方面にわたつて行われてきました。今年には特に職場の制度・規則・慣行など、働く足場を男女均等にさせるため、婦人の自覚と責任性をいっそう促進して、能力の向上をはかる方向に運動の重点をおき、労使・社会一般の関心をたかめ、あかろく健康な職場環境のなかに、婦人が職業発展に寄与することができるようになるのが、今年の運動のねらいとするところです。

対象 男女労働者、使用者、一般婦人、教師、父兄、学生、生徒
期間 昭和二十九年九月、十月(二か月間)
協力機関 事業場・労働組合・学校・PTA・婦人団体・関係官公署・ラジオ・報道機関・職業問題関係機関

- 資料
1. ガスター 婦人労働者一般向
2. リーフレット 婦人労働者向
3. リーフレット 男子労働者・使用者向
4. 統計図表集 学校・事業場向

一般的禁止が定められています。母性保護法では妊婦及び哺育中の母を対象として、時間外労働を禁止し、二〇時から六時までの夜間労働を禁止し、更に日曜、祭日の労働を禁止しております。母性保護法における時間外労働と、労働基準法における時間外労働の範囲は一致していません。母性保護法という時間外労働とは、

- 一、世帯内の家事経済労働及び農業経済労働に従事している者にあつては、毎日九時間半を超え、且つ二週間に二〇八時間を超える労働
二、一八歳未満の女子にあつては、毎日八時間を超え、且つ二週間に九〇時間を超える労働
三、その他の女子にあつては、毎日八時間半を超え、且つ二週間に九六時間を超える労働

と定められています。夜間労働の禁止及び日曜、祭日の就業禁止については旅館飲食店等に例外が設けられています。

4 解雇制限について

母性保護法では妊娠期間及び出産後四か月を経過するまでの婦人に對しては、使用者が解雇告知を行う時期に際し、妊娠若しくは出産の事実を知らば、解雇はできないとなつており、この点は労働基準法が産前産後各六週間及びその後三十日間を解雇できないと定めている事と比べると、労働基準法の方が保護が厚いといえます。

三 結 語

一般にいえば西ドイツにおける母性保護法は我が国における制度よりも詳細に規定されています。又保護の内容も厚いと言えます。これは母性保護法が条約及び勧告に近い線だからです。我が国ではまだ前掲の条約に批准していません。勧告も受入れていません。労働基準法制定以後、相次いで労働保護に関する条約案、勧告案がILOで採択され、世界における水準が上つた事を考えますと、日本における労働条件も未しの感があります。

英 語

津 田 英 語 会

国電中央線千駄ヶ谷駅前

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目562

大 学 受 験 各 科

英・独・仏・スペイン・中国語

高 田 外 語

国 電 山 手 線 高 田 馬 場 駅 前

東京都新宿区諏訪町243

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可
昭和二十九年五月五日発行

婦人・少年・少女

(第1巻 第1号)

定価五〇円(送料別)